

自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

2026年2月

明日の可能性を広げる。®

Vitabrid
Vitabrid Japan

株式会社ビタブリッドジャパン

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,909,780千円（見込額）の募集及び株式337,020千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年2月27日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、募集の発行価格及び売出価格等については今後訂正が行われます。なお、その他記載内容についても訂正されることがあります。
- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社ビタブリッドジャパン

東京都港区赤坂五丁目3番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 経営方針

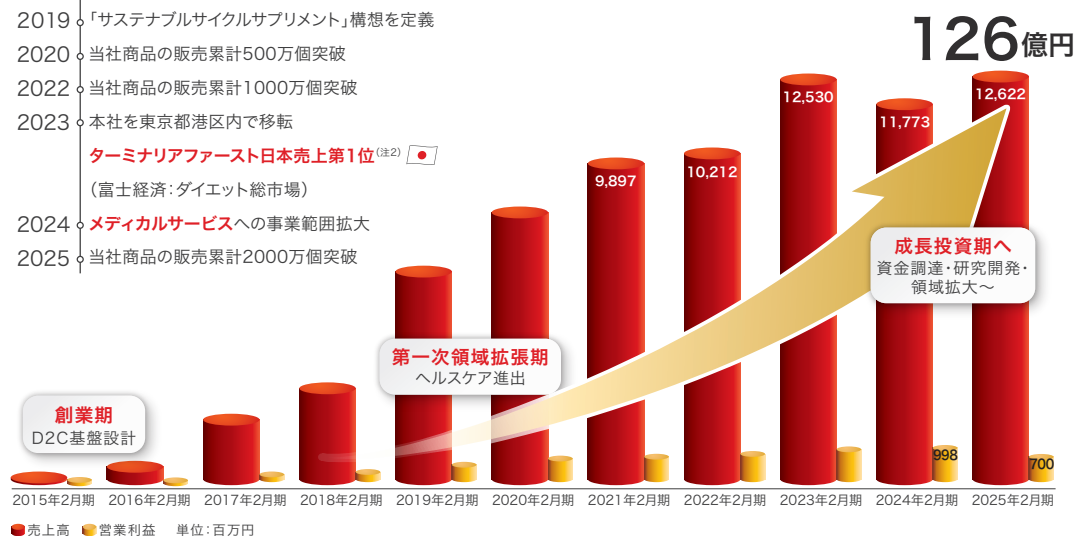
Mission 明日の可能性を広げる。®



人の想いと技術の出会いが生み出すクリエイティブで、「最大よりも最適®」な、
さらに便利・豊かになる等の可能性を広げ、私たち・社会・地球にとってもより良い
サイクルを共創し続ける、工夫し続けることをビジョンとして掲げております。

2. 沿革

- 2014 創業：ビタブリッドC技術を用いた製品を
D2C^(注1)事業形態にて提供開始
会社のミッションを「明日の可能性を広げる。®」と定義
- 2017 当社商品の販売累計50万個突破
- 2018 サプリメント等のヘルスケア商品範囲拡大
- 2019 「サステナブルサイクルサプリメント」構想を定義
- 2020 当社商品の販売累計500万個突破
- 2022 当社商品の販売累計1000万個突破
- 2023 本社を東京都港区区内で移転
ターミナリアファースト日本売上第1位^(注2)
(富士経済：ダイエット総市場)
- 2024 メディカルサービスへの事業範囲拡大
- 2025 当社商品の販売累計2000万個突破



(注) 1. D2C: Direct to Consumerの略語、仲介業者を挟まず、消費者に商品を直接販売するビジネスモデル。

2. 2022年販売高出典：『H・Bフーズマーケティング便覧2024 No.1 機能志向食品編/ダイエット総市場/ブランドランキング』(富士経済)

3. 事業の内容

当社は、「明日の可能性を広げる。®」ミッションのもと未来の定番となりうるような製品を開発し、「最大よりも、最適®」な価値の提供を行うためお客さまと直接つながりを築いていける通販形態(D2Cモデル)にて一般のお客さま向けの販売を主としております。

当社の事業は、健康・美容商品を扱う「ウエルネスクア関連事業」の単一セグメントとして、機能性表示食品のサプリメント「ターミナリアファースト」を中心としたインナーケア商品及び特許技術を用いた「ビタブリッドC」シリーズを中心としたアウトターケア商品を開発し、販売しております。

【インナーケア商品】

当社では、主に機能性表示食品^(注1)のサプリメントの開発・販売を行っております。

ターミナリアファースト

当社が販売するサプリメントの中でも中心的商品であり、機能志向食品編ダイエット総市場ブランドランキング3年連続1位^(注2)となっております。当該商品は、肥満気味な方のお腹の脂肪(内臓脂肪と皮下脂肪)を減らし、体重の減少を助け、高めのBMIが低下するのを助ける機能^(注3)があり、2019年10月に第一世代を販売開始して以降、機能性を追加^(注4)しながら改良を続け、2025年2月期の全体売上高のうち、75.3%を占める商品となっております。

Vitabrid Daily GABA

2023年9月に販売を開始した機能性表示食品であり、睡眠の質の向上に役立つ機能をはじめとした7つの機能を有するGABAサプリメントです。当社では、独自に構築したD2Cモデルを活用し、主力商品「ターミナリアファースト」で確立した再現性ある成長モデルを本商品にも適用し、着実に販売を拡大しており、次の主要商品としての継続的な成長を見込んでおります。

(注) 1. 機能性表示食品とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる食品です。

2. 2022~2024年販売高出典:『H・Bフーズマーケティング便覧2024~2026 No.1 機能志向食品編/ダイエット総市場/ブランドランキング』(富士経済)

3. ターミナリアファーストプロフェッショナル5(届出番号J1489)の表示機能性

4. 2019年発売以降、2021年2月に内臓脂肪やBMIに関する機能、2021年11月に体重やお腹の脂肪に関する機能、2024年に尿酸値に関する機能を追加しております。



2019年
販売開始

糖脂にターミナリアファースト PROFESSIONAL

3年連続 日本ダイエット総市場売上NO.1^{※1}(富士経済より)

1商品で売上90億円を突破、臨床試験による**独自ヘルスクレームと設計独占**。ダイエット商品は一過性になりがちなか中、減量目的を超えた毎日の心豊かな食事のためのコンセプト、独自D2C設計によるPDCA、チャネルの拡大で段階的に成長中

※1 2022~2024年販売高出典:富士経済『H・Bフーズマーケティング便覧2024~2026 No.1 機能志向食品編』<ダイエット総市場・トータル・ブランド>



2023年
販売開始

Vitabrid Daily GABA

7つの機能性を有するGABAを用いた多機能サプリ

累計販売数149万個(2023年9月~2026年1月時点)

「寝てる間に、より楽しめる明日に」をコンセプトに睡眠改善をはじめとした**7つの機能性を有するGABAの機能性表示食品**。独自D2C設計によるPDCAでターミナリアファーストでの再現性をもって成長中

【アウトターケア商品】

「ビタブリッドC」成分を含有するスキンケア商品「ビタブリッドCフェイス(美容パウダー)」及びヘアケア商品「ビタブリッドCヘア(育毛剤)」を主な商品として展開しております。「ビタブリッドC」は、HYUNDAI BIOSCIENCE CO.,LTD.が開発した特許技術で、皮膚のケアに多機能能力を発揮する成分であるものの非常に酸化に弱く壊れやすい性質を持つピュアビタミンCを、代表的な必須ミネラルである亜鉛で作られた層状物質のLDH(無機二重層水酸化物)層で挟んで守り、伸縮することで徐々に安定的に供給することを実現した製法^(注)で作られた成分です。「ビタブリッドCフェイス(美容パウダー)」は、2026年1月末時点で累計販売数479万個、累計顧客数は90万人に達しております。

(注)「ビタブリッドC」の製法は、米国・日本・韓国・豪州で特許登録されており、安全面ではICID(国際化粧品原料規格集)に登録され国際的に安全性が認められております。(2026年1月末時点)



Vitabrid C¹² FACE

特許技術により業界で唯一、ビタミンCの徐放性(長時間浸透・長時間ビタミンCバック)を実現。

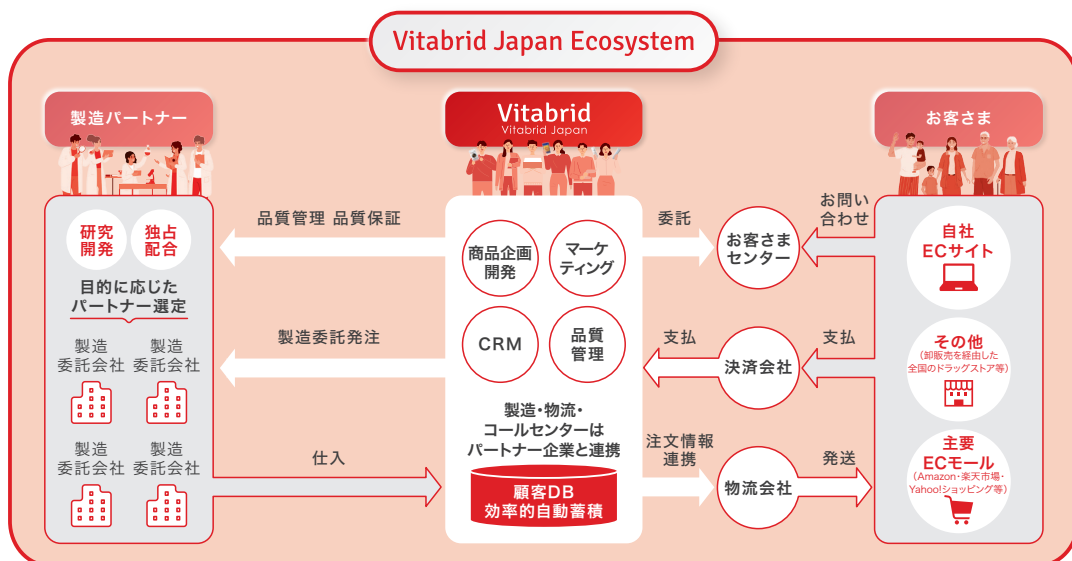
ビタミンCを一瞬よりも長く続く価値で「いつも守られている」安心感。

ビタミンCスキンケアパウダーの代表商品、長期愛用者多数

【事業系統図】

当社は、「明日の可能性を広げる。®」ミッションのもと未来の定番となりうるような製品を開発し、「最大よりも、最適®」な価値の提供を行うためお客様と直接つながりを築いていける通販形態(D2Cモデル)にて一般消費者様向けに販売する事業を展開しております。

販売経路といたしましては、自社ECサイトを軸に、定期購入型のリピート通販モデルを採用し、Web・電話・ハガキ等の多様な受注経路を通じて、販売を行っております。あわせて、主要ECモール(Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング等)及び卸販売を経由した全国のドラッグストア(約16,000店舗:2026年1月末時点)での販売も行い、販路の多角化を図っております。



当社は、自社ECを中心に定期購入型のリピート通販モデルを採用しております。定期購入によりストック型収益が積み上がり、顧客継続率の高さにより利益が安定的に確保され、事業成長に向けた投資原資の創出につながっています。

一方、ECモールや店舗販売は、単品購入が中心で収益の安定性が限定的であるため、当社は自社ECの強化を軸に、継続購入による顧客基盤の拡大を進めております。



- ### ①独自企画力・独自技術に基づいた商品の提供

当社のノウハウと人財による企画力、ドラッグデリバリーシステム(DDS)における特許技術やテクノロジーを活かした商品開発を行うほか、RCT^(注)等の臨床試験の実施、独占の販売契約及び製造契約締結等により当社商品の独自性の担保に努めております。

[illegible]

(注) RCT(Randomized Controlled Trial):「ランダム化比較試験」または「無作為化比較試験」と呼ばれる研究手法のことで、研究の対象を2つ以上のグループにランダムに分け、効果を検証すること。ランダム化により検証したい方法以外の要因がバランスよく分かれるため、公平に比較することが可能となります。

②スマート蓄積型D2Cエンジンの実装

当社は、以下のような独自ノウハウ・自社マネジメントシステムを循環することにより、持続的な事業成長を続けてまいります。

1.研究開発	・ビジョンである「最大よりも最適®」及び「N1からの開発」^(注1)の方針に基づき、志開発マネジメントシステム^(注2)を活用した独自企画及び開発 ・当社独自のVita-SIMシステム^(注3)（採算化シミュレーション）
2.新規獲得	・独自ダイレクトマーケティングフレーム（ストーリーPDCA）^(注4)を活用した新規顧客獲得 ・結果数字を徹底的に管理した不確実性を回避するマーケティング活動
3.既存育成	・顧客セグメントごとのCRMマネジメントによるLTV^(注5)の最大化 ・顧客リスト資産化及び顧客データの蓄積
4.事業基盤	・D2Cノウハウを集約した自社開発基幹システム ・自社開発基盤システムを起点としたパートナー企業システムとの自動連携（ロジスティックス及びコールセンター等）



- (注) 1. 特定の「1人の顧客(N=1)」に焦点を当て、その顧客の行動・心理・ニーズを徹底的に深掘りし、顧客起点の開発方針を指しております。
2. 「志開発マネジメントシステム」とは、当社のミッションである「明日の可能性を広げる。®」を体現する製品を、従業員全員が能動的に製品開発担当としてチャレンジできるよう、当社の商品開発構成要素、開発手順及び独自ノウハウをフレームワーク化したもの。
3. 「Vita-SIMシステム」とは、独自のD2Cデータ資産とAI等分析を用いて、各ブランドに2つのKGI「収益KGI：採算化期間」及び「成長KGI：売上」を設定し、事業全体の費用構造を各ブランドマネージャーが把握し収益化と成長を設計できるようにしたマネジメントシステムです。
4. 商品の継続購入において、商品認識から購入、そして提供価値の再認識までの一連のサイクル全体を通してのPDCAを意味します。
5. 「Life Time Value」の略で、顧客が企業と取引を開始してから終了するまでの期間にどれだけの利益をもたらすかを示す指標。

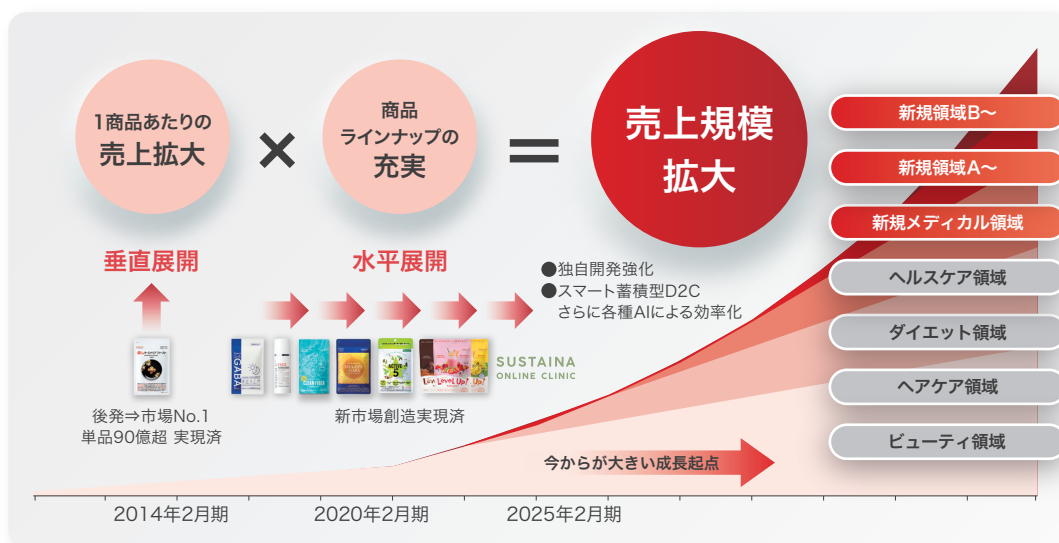
③著名人愛用歴ファクト資産

長期間にわたる著名人との契約によってリレーションを築くことで、単なるイメージではなく商品を受用し続けていただくことにより当社商品ブランドへの信頼・信用につながっております。



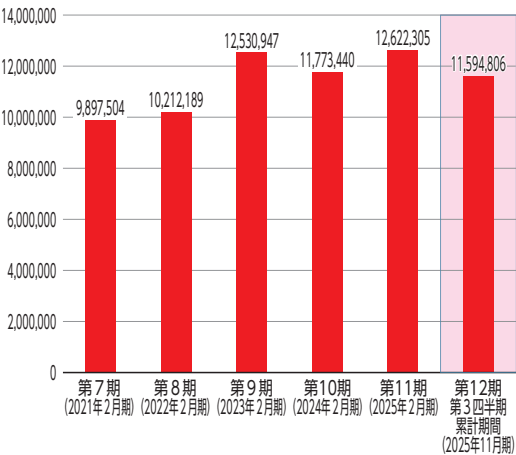
4. 成長戦略

当社は、独自企画力・独自技術に基づいた商品の提供、スマート蓄積型D2Cエンジンの実装、事業領域の拡張を成長の柱として、1商品あたりの売上高拡大(垂直展開)、商品ラインナップの充実(水平展開)を行うことで事業成長を図ってまいります。

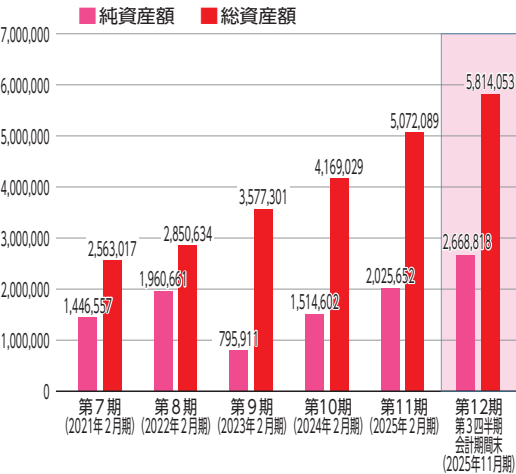


業績推移

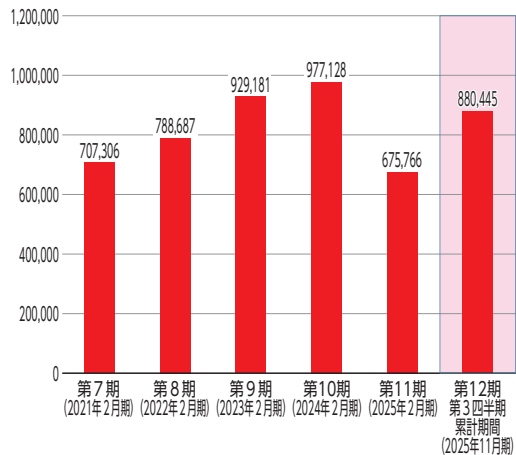
売上高 (単位: 千円)



純資産額／総資産額 (単位: 千円)



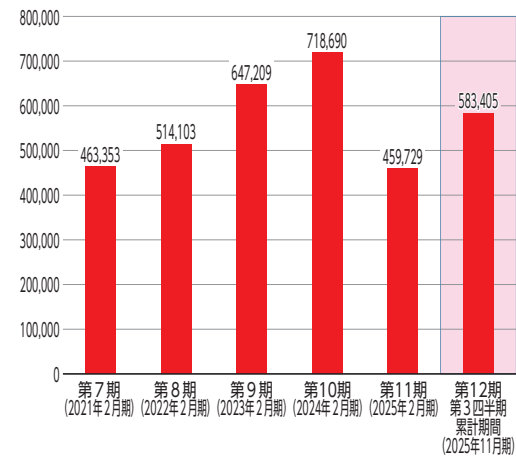
経常利益 (単位: 千円)



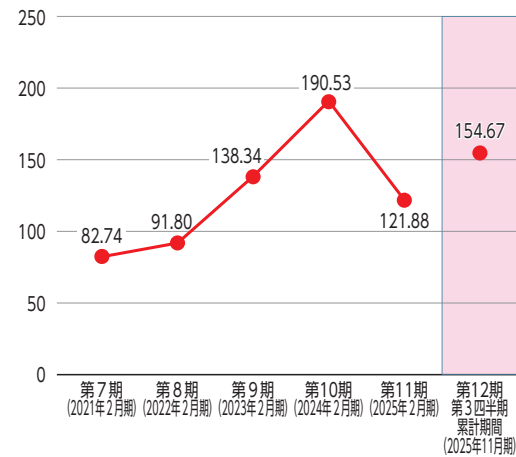
1株当たり純資産額 (単位: 円)



当期(四半期)純利益 (単位: 千円)



1株当たり当期(四半期)純利益 (単位: 円)



(注) 1. 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき10株の割合で、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

2. 第7期から第9期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	10
2 【沿革】	12
3 【事業の内容】	13
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	18
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	21
3 【事業等のリスク】	22
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
5 【経営上の重要な契約等】	33
6 【研究開発活動】	33
第3 【設備の状況】	34
1 【設備投資等の概要】	34
2 【主要な設備の状況】	34
3 【設備の新設、除却等の計画】	34

第4	【提出会社の状況】	35
1	【株式等の状況】	35
2	【自己株式の取得等の状況】	43
3	【配当政策】	43
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5	【経理の状況】	56
1	【財務諸表等】	57
第6	【提出会社の株式事務の概要】	102
第7	【提出会社の参考情報】	103
1	【提出会社の親会社等の情報】	103
2	【その他の参考情報】	103
第四部	【株式公開情報】	104
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	104
第2	【第三者割当等の概況】	104
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	104
2	【取得者の概況】	105
3	【取得者の株式等の移動状況】	105
第3	【株主の状況】	106
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2026年2月27日		
【会社名】	株式会社ビタブリッドジャパン		
【英訳名】	Vitabrid Japan Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 大塚 博史		
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号		
【電話番号】	03-6821-7502（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役CF0コーポレート本部長 関 智洋		
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号		
【電話番号】	03-6821-7502（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役CF0コーポレート本部長 関 智洋		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		1,909,780,000円
	売出金額		
	（オーバーアロットメントによる売出し）		
	ブックビルディング方式による売出し		337,020,000円
【縦覧に供する場所】	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,640,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年2月27日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2026年2月27日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,640,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、2026年3月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記引受株式数のうち一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
株式会社東洋新薬 (福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番27号)	取得金額160百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社の業務提携先かつ取引先であり、取引関係を今後も維持・発展させていくため。
ビタブリッドジャパンオーナーシップ持株会 (東京都港区赤坂五丁目3番1号)	取得金額124百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社従業員の福利厚生のため。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

5. 上記とは別に、2026年2月27日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式246,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2026年3月25日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2026年3月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,640,000	1,909,780,000	—
計(総発行株式)	1,640,000	1,909,780,000	—

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,370円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,246,800,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	— (注) 3.	100	自 2026年3月26日(木) 至 2026年3月31日(火)	未定 (注) 4.	2026年4月1日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年3月13日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年3月25日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年3月13日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年3月25日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年4月2日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2026年3月17日から2026年3月24日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 青山支店	東京都港区南青山五丁目9番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は自己株式の処 分に対する払込金とし て、2026年4月1日ま でに払込取扱場所へ引受価 額と同額を払込むことと いたします。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行価 格と引受価額との差額の 総額は引受人の手取金と なります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
計	—	1,640,000	—

- (注) 1. 2026年3月13日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年3月25日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,067,056,000	21,000,000	2,046,056,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集による自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,370円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,046百万円及び「1 新規発行株式」の(注)5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限310百万円と合わせた手取概算額合計上限2,356百万円については、マーケティング費用に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

- ① 成長フェーズの既存商品の広告宣伝費・販売促進費の一部に2,106百万円(2027年2月期に2,106百万円)充当する予定であります。

当社は、機能性表示食品を中心としたウエルネスケア関連商品を、D2Cモデルにより企画・販売する事業を展開しており、「Vitabrid Daily GABA」、「ジャパンプレミアムDHA&EPA+GABA」及び「アクティブリッチ5」の3商品は、いずれも一定の販売実績とリピート顧客基盤を有する当社の主要商品であり、今後も売上成長が見込

まれております。これら既存商品については、当社において商品ライフサイクル上、成長フェーズにあると認識しており、広告投資による新規顧客獲得と、CRM施策を通じた既存顧客の継続購入促進を行うことで、さらなる収益拡大を図る方針であります。

- ② 新商品の開発・テストマーケティング・上市後の広告宣伝費・販売促進費の一部に250百万円（2027年2月期に250百万円）充当する予定であります。

当社は、既存商品の継続的な成長に加え、新商品の投入による商品ポートフォリオの拡充を重要な成長戦略の一つとして位置付けております。本調達資金は、新商品の企画・開発段階における市場調査や上市前におけるテストマーケティング、ならびに上市後の初期段階における広告宣伝費・販売促進費に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	246,000	337,020,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 246,000株
計(総売出株式)	—	246,000	337,020,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式246,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,370円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 2026年3月26日(木) 至 2026年3月31日(火)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券の 本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2026年3月25日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社（以下「主幹事会社」という。）として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ベクトル（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式246,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式246,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2026年5月8日（金）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区南青山五丁目9番12号
	株式会社三井住友銀行 青山支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年4月30日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、当社の株主かつ貸株人である株式会社ベクトル、当社株主であるHYUNDAI BIOSCIENCE CO.,LTD.及び当社新株予約権者である大塚博史は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年9月28日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年2月27日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意して

おります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
売上高 (千円)	9,897,504	10,212,189	12,530,947	11,773,440	12,622,305
経常利益 (千円)	707,306	788,687	929,181	977,128	675,766
当期純利益 (千円)	463,353	514,103	647,209	718,690	459,729
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	70,000	70,000	105,000	105,000	105,000
発行済株式総数 (株)	2,800	2,800	2,800	2,800	28,000
純資産額 (千円)	1,446,557	1,960,661	795,911	1,514,602	2,025,652
総資産額 (千円)	2,563,017	2,850,634	3,577,301	4,169,029	5,072,089
1株当たり純資産額 (円)	516,627.67	700,236.07	419,104.69	400.09	521.96
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	165,483.28	183,608.41	276,674.47	190.53	121.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.4	68.8	22.1	36.2	38.8
自己資本利益率 (%)	38.1	30.2	47.1	62.5	26.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△783,414	843,223
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△72,948	△92,851
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	559,996	15,516
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,239,308	2,005,195
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	29 〔—〕	42 〔—〕	56 〔—〕	73 〔—〕	82 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第7期及び第8期は潜在株式が存在しないため、第9期、第10期及び第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、いずれも記載しておりません。

6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、当該臨時従業員数（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員等を含みます）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 第7期から第9期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
9. 第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。
10. 第7期、第8期及び第9期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
11. 2024年6月1日付で普通株式1株につき10株の割合で、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 2024年6月1日付で普通株式1株につき10株の分割を行っております。また、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第7期、第8期及び第9期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
1株当たり純資産額 (円)	258.31	350.12	209.55	400.09	521.96
1株当たり当期純利益 (円)	82.74	91.80	138.34	190.53	121.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

当社は、株式会社ベクトル（東京証券取引所プライム市場上場）のビジョンである「いいモノを世の中に広め人々を幸せに」という活動のもと、ベクトルグループ内のダイレクトマーケティング事業を行うことを目的としたD2Cプロデュースカンパニーの設立を構想している中、HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD.（韓国KOSDAQ市場上場、以下「HBI」という。）が保有する特許技術「ビタブリッドC」に着目したことを契機とし、2014年4月に株式会社ベクトルの全額出資により設立されました。

D2C事業（注）を推進するに当たり、豊富な経験を有する現代表取締役社長CEOである大塚博史を事業責任者として迎え入れ、「明日の可能性を広げる。＊」を理念として、設立当初は、HBIの特許技術に基づき商品化された化粧品「ビタブリッドC」シリーズ（スキンケア・ヘアケア・フェイスクケア等の化粧品）の販売から事業を開始し、2018年からは機能性表示食品のサプリメントを中心としたヘルスケア領域にも事業を拡大し、現在に至っております。

当社は親会社である株式会社ベクトルを中心とした企業集団に属しております。詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (21) 親会社グループとの関係について」に記載のとおりであります。

沿革は、以下のとおりであります。

（注）D2C：Direct to Consumerの略語、仲介業者を挟まず、消費者に商品を直接販売するビジネスモデル。

年月	概要
2014年 4月	株式会社ベクトルの100%子会社として、東京都港区に株式会社ビタブリッドジャパン（資本金500万円）を設立
2014年 6月	HBIの出資を受け、「ビタブリッドC」の成分を含んだ商品の販売を開始（出資後の株式会社ベクトルの出資比率67.3%、HBIの出資比率32.7%）
2014年 6月	「ビタブリッドCフェイス」、「ビタブリッドCヘア」の販売開始
2014年 7月	株式会社ベクトル、HBI等を割当先とする第三者割当増資を実施（出資後の株式会社ベクトルの出資比率57.2%、HBIの出資比率40.8%）
2015年 4月	株式会社ベクトル、HBIを割当先とする第三者割当増資を実施（出資後の株式会社ベクトルの出資比率55.4%、HBIの出資比率43.1%）
2015年 5月	株式譲渡により株式会社ベクトルの出資比率39.0%、HBIの出資比率49.3%となる
2016年11月	株式会社ベクトル等を割当先とする第三者割当増資を実施（出資後の株式会社ベクトルの出資比率43.7%、HBIの出資比率28.1%）
2017年 3月	当社商品の販売累計50万個突破
2017年 6月	株式譲渡により株式会社ベクトルの出資比率が50.4%となる
2018年 9月	ヘルスケア商品の取扱い開始
2019年 4月	「レベルアップ プロフェッショナル」の販売開始
2019年10月	「糖脂に ターミナリアファースト プロフェッショナル」の販売開始
2020年 6月	当社商品の販売累計500万個突破
2022年 5月	当社商品の販売累計1,000万個突破
2022年 8月	株式譲渡により株式会社ベクトルの出資比率95.4%、HBIの出資比率4.6%となる
2023年 2月	本社を東京都港区内で移転
2023年 9月	「ジャパンプレミアムDHA&EPA+GABA」、「Vitabrid Daily GABA」の販売開始
2024年11月	オンライン診療プラットフォーム「サステナオンラインクリニック」のサービス開始
2024年11月	「ビタブリッド ネイルシールド プレミアム」、「ビタブリッド フレッシュクリーン プレミアム」の販売開始
2025年 3月	当社商品の販売累計2,000万個突破
2025年 7月	「アクティブリッチ5」の販売開始

3【事業の内容】

当社は、健康・美容商品を扱う「ウェルネスケア関連事業」の単一セグメントとして、機能性表示食品のサプリメント「ターミナリアファースト」を中心としたインナーケア商品及び特許技術を用いた「ビタブリッドC」シリーズを中心としたアウターケア商品を開発し、販売しております。また、2024年11月よりオンライン診療プラットフォーム事業「サステナオンラインクリニック」を開始し、クリニックと提携し医師の処方による医薬品等の提供を通じて、新たな領域への対応を可能とし、顧客への提供価値を一層拡大しております。

(1) 当社の取扱商品

当社が取扱う主な商品は次のとおりであります。

区分	種別	商品名（シリーズ名）	特徴
インナーケア	サプリメント (機能性表示食品)	ターミナリアファースト	食事の糖と脂肪の吸収を抑え、体重やおなかの脂肪が気になる大人のために開発された機能性サプリメント。
	サプリメント (機能性表示食品)	Vitabrid Daily GABA	睡眠の質・目覚め・血圧・肌の弾力・ストレス緩和など7つの機能性を備えた機能性サプリメント。
	サプリメント (機能性表示食品)	ジャパンプレミアムDHA&EPA＋GABA	認知機能・血中中性脂肪・血圧・ストレス・睡眠・目覚め・肌弾力の日本初、唯一「8つの機能性」サプリメント。
	サプリメント (機能性表示食品)	アクティブリッチ5	ヒザ・腰の動きや筋力、疲労感、体脂肪といった5つの悩みに多角的にアプローチする機能性サプリメント。
	成長期サポート飲料 (栄養機能食品)	レベルアップ	成長期のお子さまに、カルシウム・鉄・GABA・DHAなど25種類の栄養素を1日1杯で補える粉末タイプの成長期応援飲料。
アウターケア	美容パウダー	ビタブリッドCフェイス（注）	特許技術の長時間持続型ビタミンCにより、明るく透明感あふれる肌へと導くスキンケア用美容パウダー。
	UVクリーム	オールデイトーンアップUVディフェンス（注）	紫外線防御に加え、くすみ・毛穴・色ムラを自然にカバーして透明感ある素肌に整える日焼け止めクリーム。
	クレンジング	デイリーCバイオームクレンジングバーム（注）	ビタミンCと酵素で毛穴・古い角質にアプローチしながら高保湿仕上げで明るくクリアな素肌に導くクレンジングバーム。
	美容パック	ビタブリッドCデュアルマスク（注）	ビタミンCとペプチドのハイブリッド技術でハリとうるおいのある肌へ導く美容液シートマスク。

区分	種別	商品名	特徴
アウターケア	育毛剤	ビタブリッドCヘアー（注）	純粋ビタミンCが長時間頭皮に浸透し、頭皮環境を整えてハリ・コシある髪へと導く薬用育毛剤。
	シャンプー	ビタブリッドCスカルプシャンプー（注）	厳選成分で頭皮の洗浄と保湿バランスを整え、ハリ・コシのある健やかな髪へと導く高機能シャンプー。
	ネイル	ビタブリッドネイルシールドプレミアム	高濃度ヘマチンと17種の美容成分で、傷んだ爪を瞬時に補修しなめらかに整える爪化粧料。
		ビタブリッドフレッシュクリーンプレミアム	手足の爪周りに塗って長時間の殺菌・消毒を実現し清潔な指先へ導く指定医薬部外品の薬用ローション。

（注）ビタブリッドCの成分を含んでおります。



3年連続 **日本ダイエット総市場売上NO.1**^{※1}（富士経済より）
1商品で売上90億円を突破、臨床試験による**独自ヘルスクレームと設計独占**。ダイエット商品は一過性になりがちな中、**減量目的を超えた毎日の心豊かな食事のためのコンセプト**、独自D2C設計によるPDCA、チャネルの拡大で段階的に成長中



特許技術により業界で唯一、ビタミンCの徐放性（長時間浸透・長時間ビタミンCバック）を実現。
ビタミンCを一瞬よりも長く続く価値で「いつも守られている」安心感。
ビタミンCスキンケアパウダーの代表商品、長期愛用者多数



7つの機能性を有するGABAを用いた多機能サプリ
累計販売数149万個（2023年9月～2026年1月時点）
「寝てる間に、より楽しめる明日に」をコンセプトに睡眠改善をはじめとした**7つの機能性を有するGABAの機能性表示食品**。独自D2C設計によるPDCAでターミナリアファーストでの再現性をもって成長中

※1 2022～2024年販売高 出典：富士経済「F・Bファーズマーケティング便覧 2024～2026 No.1 機能志向食品編」＜ダイエット総市場・トータル・ブランド＞

① インナーケア商品

当社では、主に機能性表示食品（注1）のサプリメントの開発・販売を行っております。

機能性表示食品市場は、超高齢社会と健康寿命志向を理由に、市場規模は2024年には7,251億円（前年6,813億円）、そのうちサプリメント市場は2,784億円（前年2,587億円）が見込まれる等（出典：矢野経済研究所 2025年度版 健康食品の市場実態と展望 ～市場分析編～）成長しております。また、ヘルスケア関連の商品において、消費者は変化よりも安心・安全・安定を重視する傾向があることから、継続的に利用されやすい特徴があり、顧客との長期的な関係性が形成されやすい市場でもあると認識しております。

「ターミナリアファースト」は、当社が販売するサプリメントの中でも中心的商品であり、機能志向食品編ダイエット総市場ブランドランキング3年連続1位（注2）となっております。当該商品は、肥満気味な方のお腹の脂肪（内臓脂肪と皮下脂肪）を減らし、体重の減少を助け、高めのBMIが低下するのを助ける機能（注3）があり、2019年10月に第一世代を販売開始して以降、機能性を追加（注4）しながら改良を続け、2025年2月期の全体売上高のうち、75.3%を占める商品となっております。

また、「Vitabrid Daily GABA」シリーズは、2023年9月に販売を開始した機能性表示食品であり、睡眠の質の向上に役立つ機能をはじめとした7つの機能性を有するGABAサプリメントです。

当社では、独自に構築したD2Cモデルを活用し、主力商品「ターミナリアファースト」で確立した再現性ある成長モデルを本商品にも適用し、着実に販売を拡大しており、次の主要商品としての継続的な成長を見込んでおります。

- (注) 1. 機能性表示食品とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる食品です。
2. 2022～2024年販売高 出典：『H・Bフーズマーケティング便覧 2024～2026 No.1 機能志向食品編/ダイエット総市場/ブランドランキング』（富士経済）
3. ターミナリアファースト プロフェッショナル5（届出番号 J1489）の表示機能性
4. 2019年発売以降、2021年2月に内臓脂肪やBMIに関する機能、2021年11月に体重やお腹の脂肪に関する機能、2024年に尿酸値に関する機能を追加しております。

② アウターケア商品

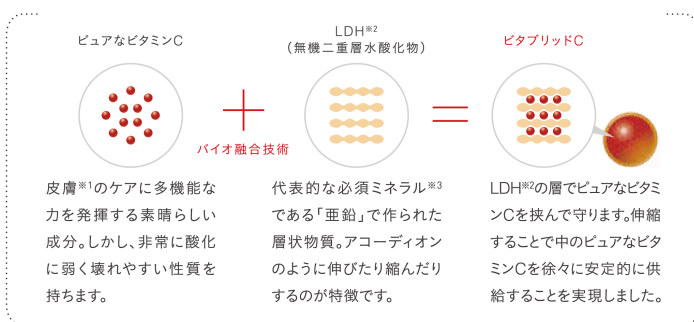
当社では、「ビタブリッドC」成分を含有するスキンケア商品「ビタブリッドCフェイス（美容パウダー）」及びヘアケア商品「ビタブリッドCヘア（育毛剤）」を主な商品として展開しております。

「ビタブリッドC」は、HYUNDAI BIOSCIENCE CO.,LTD.が開発した特許技術で、皮膚のケアに多機能能力を発揮する成分であるものの非常に酸化に弱く壊れやすい性質を持つピュアビタミンCを、代表的な必須ミネラルである亜鉛で作られた層状物質のLDH（無機二重層水酸化物）層で挟んで守り、伸縮することで徐々に安定的に供給することを実現した製法（注）で作られた成分です。

「ビタブリッドCフェイス（美容パウダー）」は、2026年1月末時点で累計販売数479万個、累計顧客数は90万人に達しております。

(注)「ビタブリッドC」の製法は、米国・日本・韓国・豪州で特許登録されており、安全面ではICID（国際化粧品原料規格集）に登録され国際的に安全性が認められております。（2026年1月末時点）

先進のバイオテクノロジーで実現した構造



※ビタミンC：整肌成分 ※1 角質層まで ※2 吸収層成分 ※3 吸収層成分

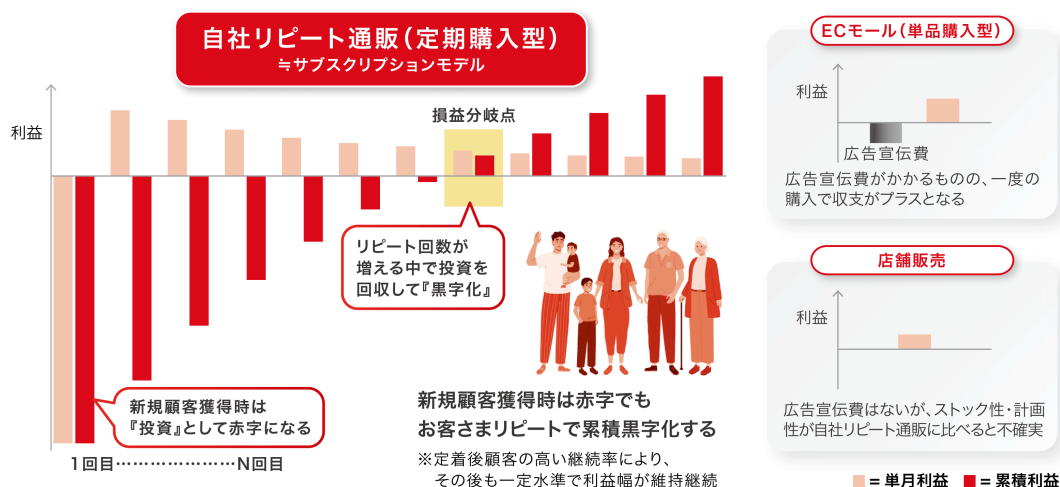
(2) 当社のビジネスモデル

当社は、「明日の可能性を広げる。®」ミッションのもと未来の定番となりうるような製品を開発し、「最大よりも、最適®」な価値の提供を行うためお客様と直接つながりを築いていける通販形態（D2Cモデル）にて一般消費者様向けに販売する事業を展開しております。

販売経路といたしましては、自社ECサイトを主軸に、定期購入型のリピート通販モデルを採用し、Web・電話・ハガキ等の多様な受注経路を通じて、販売を行っております。

あわせて、主要ECモール（Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング等）及び卸販売を経由した全国のドラッグストア（約16,000店舗：2026年1月末現在）での販売も行い、販路の多角化を図っております。

なお、販売経路別の収益イメージは、下記の通りです。



当社は、自社ECを中心に定期購入型のリピート通販モデルを採用しております。定期購入によりストック型収益が積み上がり、顧客継続率の高さにより利益が安定的に確保され、事業成長に向けた投資原資の創出につながっています。一方、ECモールや店舗販売は、単品購入が中心で収益の安定性が限定的であるため、当社は自社ECの強化を軸に、継続購入による顧客基盤の拡大を進めております。

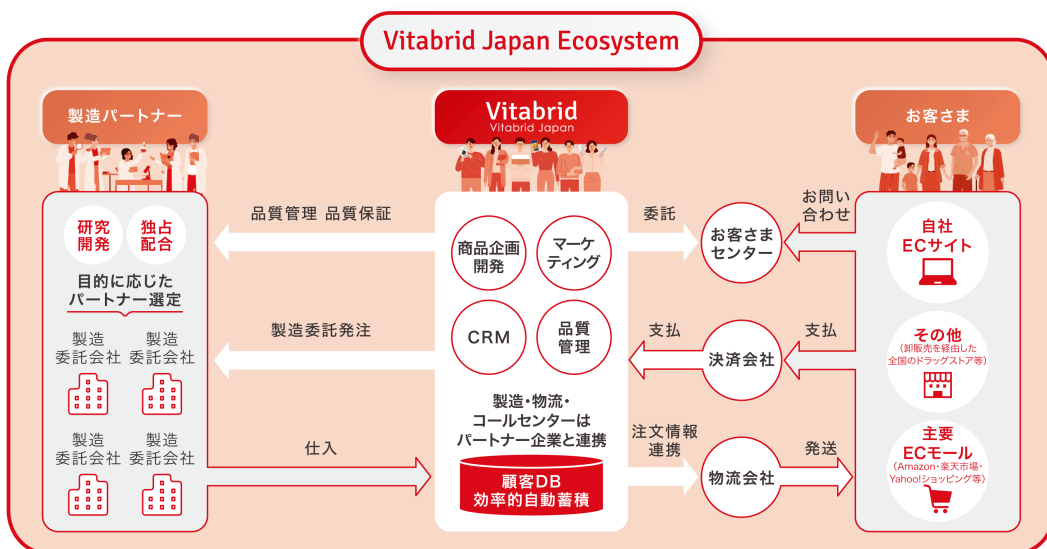
また、各販売チャネルに関する業務はパートナー企業と連携し、受注、配送、代金回収、お客様対応、在庫管理は、当社独自開発の自動化システム（注）により一元管理することで、業務効率化、顧客情報の資産化、並びに商品品質の均質化等を実現しております。

さらに、当社の多くの商品は、特許や独占製造契約等により、市場で容易に模倣されない独自性を有しております。加えて、「スマート蓄積型D2Cエンジン」により、マーケティングデータ蓄積及び持続的成長の再現性を実現しております。このほか、長期間にわたる著名人との契約によってリレーションを築くことで、単なるイメージではなく商品を愛用し続けていただくことにより当社商品ブランドへの信頼・信用につながっております。

（注）自社開発のEC基幹システム及びBIツール、自社データサーバー等

当社の事業系統図は下記のとおりであります。

（事業系統図）



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社ベクトル (注)	東京都港区	3,038,771	PR・広告事業	(被所有) 95.4	役員の兼任あり

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
92	35.0	3.3	7,641

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、当該臨時従業員数（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員等を含みます）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はウェルネスケア関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しておりますが、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) 指標及び目標」において、女性管理職比率及び男性労働者の育児休業取得率について記載しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社は「明日の可能性を広げる。®」をミッションとして掲げ、人の想いと技術の出会いが生み出すクリエイティブで、「最大よりも最適®」な、さらに便利・豊かになる等の可能性を広げ、私たち・社会・地球にとってもより良いサイクルを共創し続ける、工夫し続けることをビジョンとして掲げております。

(2) 経営環境

(ヘルス・ビューティーフーズ市場)

当社の主要な事業領域であるヘルス・ビューティーフーズの国内市場（サプリメントや健康性を訴求する食品や飲料を対象とした市場）は、2024年に前年比0.6%増の2兆8,550億円と見込まれております。2024年は一部サプリメントで健康被害問題の影響を受け、通販を中心に需要が減退したものの、消費者の健康意識は依然として高水準で推移しており、2024年後半にはメーカーによる広告展開の効果などによりサプリメント分野でも回復の兆しがみられたことから、2025年以降も市場の拡大が継続するものと見込まれております（注1）。

(スキンケア市場)

2025年の国内化粧品市場（スキンケア、メイクアップ、ヘアケア、フレグランス等カテゴリー全体）は、株式会社矢野経済によると、前年比2.7%増の2兆6,500億円と見込まれております。2025年度以降も引き続き回復基調が続いており、高機能製品等の高付加価値化による単価上昇に加え、インバウンド需要も順調に回復しております。これらの要因を背景に、国内化粧品市場は今後も拡大が見込まれております（注2）。

(注) 1. 2025年3月14日発刊 株式会社富士経済「H・Bフーズマーケティング便覧2025総括編」

2. 2025年9月5日発刊 株式会社矢野経済「化粧品市場に関する調査2025」

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、独自企画力・独自技術に基づいた商品の提供、スマート蓄積型D2Cエンジンの実装、事業領域の拡張を成長の柱として、1商品あたりの売上高拡大（垂直展開）、商品ラインナップの充実（水平展開）を行うことで事業成長を図ってまいります。

① 独自企画力・独自技術に基づいた商品の提供

当社は、当社のノウハウと人財による企画力、ドラッグデリバリーシステム（DDS）における特許技術やテクノロジーを活かした商品開発を行っており、また、RCT（注）等の臨床試験の実施、独占販売契約、その他排他的製造契約等により当社商品の独自性の担保に努めております。

(注) RCT (Randomized Controlled Trial) : 「ランダム化比較試験」または「無作為化比較試験」と呼ばれる研究手法のことで、研究の対象を2つ以上のグループにランダムに分け、効果を検証すること。ランダム化により検証したい方法以外の要因がバランスよく分かれるため、公平に比較することが可能となります。

② スマート蓄積型D2Cエンジンの実装

当社は、以下のような独自ノウハウ・自社マネジメントシステムを循環することにより、持続的成長を続けてまいります。

1. 研究開発	・ ビジョンである「最大よりも最適®」及び「N1からの開発」（注1）の方針に基づき、志開発マネジメントシステム（注2）を活用した独自企画及び開発 ・ 当社独自のVita-SIMシステム（注3）（採算化シミュレーション）
2. 新規獲得	・ 独自ダイレクトマーケティングフレーム（ストーリーPDCA）（注4）を活用した新規顧客獲得 ・ 結果数字を徹底的に管理した不確実性を回避するマーケティング活動
3. 既存育成	・ 顧客セグメントごとのCRMマネジメントによるLTV（注5）の最大化 ・ 顧客リスト資産化及び顧客データの蓄積
4. 事業基盤	・ D2Cノウハウを集約した自社開発基幹システム ・ 自社開発基盤システムを起点としたパートナー企業システムとの自動連携（ロジスティックス及びコールセンター等）

（注）1. 特定の「1人の顧客（N=1）」に焦点を当て、その顧客の行動・心理・ニーズを徹底的に深掘りし、顧客起点の開発方針を指しております。

2. 「志開発マネジメントシステム」とは、当社のミッションである「明日の可能性を広げる。®」を体現する製品を、従業員全員が能動的に製品開発担当としてチャレンジできるよう、当社の商品開発構成要素、開発手順及び独自ノウハウをフレームワーク化したもの。

3. 「Vita-SIMシステム」とは、独自のD2Cデータ資産とAI等分析を用いて、各ブランドに2つのKGI「収益KGI：採算化期間」及び「成長KGI：売上」を設定し、事業全体の費用構造を各ブランドマネージャーが把握し収益化と成長を設計できるようにしたマネジメントシステムです。

4. 商品の継続購入において、商品認識から購入、そして提供価値の再認識までの一連のサイクル全体を通してのPDCAを意味します。

5. 「Life Time Value」の略で、顧客が企業と取引を開始してから終了するまでの期間にどれだけの利益をもたらすかを示す指標。

③ 事業領域の拡張

当社は、培ってきた技術・知見や社員の想いを原動力に、様々な社会課題（健康寿命の延伸、QOL向上、メンタルヘルス、子ども支援・教育格差是正等）分野に対して解決につながるウェルネス関連商品の開発および企業活動を行ってまいります。また、海外市場進出を含め中長期的な成長基盤の強化を図ってまいります。

（4）目標とする経営指標

当社は、収益性を意識しつつ、売上高の成長及び営業利益の確保の両軸を実現し、持続的な拡大・成長をしていくことを目標としております。

（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が優先的に対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 優秀な人財の確保及び育成

当社が持続的な事業成長を目指す上で、優秀な人財を十分に確保し、その人財を育成するとともに、効果的かつ効率的な人員配置と体制整備を行っていくことが重要であると捉えております。

当社では、人物重視の採用を行っており、採用後は各種研修の実施を充実させることにより、人財の育成に努めております。また、リモートワークやフレックスタイム制の導入による働き方の柔軟化等、育児と仕事が両立しやすい環境の整備を進め、全従業員の能力が最大限発揮できる環境作りを行うことで、組織体制の強化に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の強化

当社は業務の性質上、多くの顧客の個人情報を持しているため、情報管理が重要課題の一つであると認識しております。この認識のもと、社内規程を整備し、プライバシーマークの認証を維持しており、従業員に対する個人情報の取扱いに関する教育を行うなどの対策を行っております。今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

③ システムの安定性の確保

当社は商品を提供する上でインターネットを通じて提供を行っていることから、システムの安定的な稼働及び技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。また、システムの安定的な稼働のためには、日常的なメンテナンスが必要であります。継続的なバージョンアップも必要であり、今後も事業規模の拡大を継続していくためには、システム開発体制の増強が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、システム開発を迅速に遂行していくためのリソース確保に取り組んでまいります。

④ 認知度・ブランド力の向上

当社では、顧客と直接コミュニケーションをとりながら購入を働きかけるダイレクトマーケティングを行っており、主にインターネット広告を活用し、すべての数字の結果管理を行っております。複数仮説を実検証し、最良のものを基に追加検証していくことで効果の高いマーケティングを行っております。また、当社では継続的に顧客にアンケートを実施し、サービスの改善や拡充に努めております。引き続き、マーケティングの強化や顧客目線のサービスを継続することにより、当社のブランド力やサービスの向上を図ることで、継続的に顧客基盤の拡大に努めてまいります。

⑤ 商品開発力及び品質管理水準の向上

当社では「ビタブリッドC」の成分を含む商品や機能性表示食品である「ターミナリアファースト」など主力ブランドが売上の多くを占めておりますが、近年の競争が激しい国内外の市場環境に対応するためには、顧客ニーズに沿った商品リニューアルやラインナップ拡充等が必要であると認識しております。また、顧客ニーズに沿った商品を適時に提供するためには、開発期間の短縮化が必要であると認識しております。開発にあたっては、当社の従業員が自発的に意見をシェアし、企画に発展するという、柔軟性の高い方法で企画開発を行ってまいりましたが、顧客ニーズを的確に捉えた商品開発を行うため、研究開発部を設置しております。

また、当社は「人を想う品質」という考え方のもと、お客様に安全で高品質な製品を継続的に提供することを最優先課題の一つと認識しております。代表取締役社長CEO直下に品質保証担当を設置し、製造委託先との連携を強化することにより、品質管理及び品質保証体制のさらなる高度化を推進しております。

⑥ 財務基盤の強化

当社は現時点において財務上の課題は特段認識しておりませんが、商品仕入、広告宣伝費、開発投資及び支払手数料に係る資金については、安定的な事業資金の確保を目的とし、短期的な運転資金が必要となる場合は金融機関からの借入金で充当しております。上場後においては、自己資金、金融機関からの借入に加え、増資資金で賄う等の施策により、財務基盤を強化していく方針であります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

当社は「明日の可能性を広げる。®」をミッションとして掲げ、人の想いと技術の出会いが生み出すクリエイティブで、「最大よりも最適®」な、さらに便利・豊かになる等の可能性を広げ、私たち・社会・地球にとってもより良いサイクルを共創し続ける、工夫し続けることをビジョンとして掲げております。

当社は、循環型社会の実現のための製品価値づくりと環境配慮に取組み続けます。例えば、当社の製品の製造と販売が増えるほどその製品原材料を生む自然環境美化へも還元されるような良循環貢献サイクルにも取組んでおります（アップサイクルと自然保護活動への還元）。このようなサイクルを当社では2019年より「サステナブルサイクルサプリメント構想」と定義し、当社製品が愛され続けることで製品を生む環境に還元される持続可能な「良い循環」になる仕組みの実現に向け、取締役会の中で適宜、外部環境の変化によるリスク及び機会の把握について各管轄の取締役より活動内容の報告を行い、活動を推進しております。また、重要な課題については、中長期視点で対応策の推進を行っております。

(2) 戦略

当社は、「ライフテクノロジーに一過性の流行は要らない、本当に役立つものは定番化する。」という考えのもと、未来の定番となりうるような発想を志向し、「明日の可能性を広げる。®」商品やサービスを開発し顧客に届け続けることで、社会に貢献してまいりたいと考えております。良い商品やサービスを開発する企業であり続けるために、人財の多様性の確保及び社内環境整備に努めております。

当社では多様な人財（注）が、意欲を持って成長し、継続して活躍しやすい環境、仕組み、制度を整備するため、以下のような取組みを行っております。

- ・リモートワーク勤務、フレックス勤務制度、時短勤務制度
- ・副業の許可制度
- ・資格取得支援制度
- ・年5日間のリフレッシュ休暇制度

（注）当社では、従業員一人ひとりが当社の成長及び企業価値向上を支える重要な価値創出の源泉と位置づけており、その考え方を表す言葉として「人材」ではなく「人財」という表記を用いております。

(3) リスク管理

当社では、当社の経営又は事業に関するリスクやサステナビリティに関連するリスクを適切に認識、管理、対処できるように、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、全社的なリスクの評価、管理、対応策の検討及び実施状況のモニタリングを行っております。また、事業環境の変化等による新たなリスクの可能性が生じた場合やリスク発生の兆候を把握した場合もコンプライアンス・リスク委員会において議論、検討し、リスクを積極的に予見することにより、会社に及ぼす影響を最小限に抑えるための体制作りを推進しております。また、上記「(1) ガバナンス」に記載したとおり、当社はサステナビリティに関する取組みを行っており、当社事業の拡大が持続可能な社会に貢献することであると考え、サステナビリティに関連する機会については、今後の方針として、中長期的な企業価値向上を目指す中で、引き続き議論、検討してまいります。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人財の多様性の確保及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を通じて確認しており、いずれも適正な水準で推移しております。

指標	全国の企業平均	実績（当事業年度）
女性管理職比率	課長相当職以上 13.1% （注）1	58.8%
女性従業員比率	27.6% （注）1	65.9%
男性労働者の育児休業取得率	40.5% （注）1	—% （注）3
女性労働者の育児休業取得率	86.6% （注）1	100.0%
離職率	14.2% （注）2	6.8%

（注）1. 厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査」

2. 厚生労働省「令和6年雇用動向調査結果の概況」

3. 対象者がいないため、記載しておりません。

3 【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、以下の記載事項は、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、すべての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(1) 経済環境について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、外出機会が増加し、化粧品需要の回復が見込まれる一方、ウクライナ情勢、円安等に起因してインフレが継続しており、家計負担が大きくなることが見込まれるほか、各国の金利上昇等に起因して国内景気が悪化する可能性も想定される等、当社のウェルネスケア関連事業が経済環境の影響を受ける可能性があります。

当社では、このような経済環境の変化に柔軟かつ迅速に対応していく方針ではありますが、経済環境の変化に有効な対抗策を講じることができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競合について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

当社のウェルネスケア関連事業には、同種のビジネスを展開する企業との競合が生じております。また、消費者の価値観やニーズ、購買行動の変化などの要因により、消費者が求める製品は常に変化し続けております。

このような環境下において、当社が提供する製品と異なる技術やアプローチによる健康・体重管理関連の商品・サービスが普及した場合、消費者の選好に影響を与える可能性があります。

当社は、独自性のある特許技術を活用した製品、特定の機能の製造独占権を持つ商品、不特定多数ではなく真にニーズのあるユーザーに向けた価値ある商品を提供することや、独自のダイレクトマーケティングノウハウや独自の通販システムを用いて販売すること等によって、競合他社との差別化を図っております。しかし、今後、競合他社による新たな製品の販売等により当社の競争力が低下した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 広告効率について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

当社の事業が成長していくためには、顧客の継続的な獲得を実現することが重要であると考えております。このような観点から当社は、新たな広告手法の開発や広告媒体の開拓、市場ニーズに応じた広告訴求を行う等、マーケティング活動の最適化に注力しております。

しかし、急激な市場ニーズの変化等により広告効果が十分に得られない場合には、想定に反して新規顧客の獲得数が減少する可能性があるほか、既存顧客の離脱も招く可能性があります。また、広告表現に関して「不当景品類及び不当表示防止法」等の関連法令の遵守が求められる中で、行政指導等により、当社の広告内容の修正又は広告配信の停止等する可能性があり、このような事態が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績の季節変動について(発生可能性：高／発生可能性のある時期：毎年／影響度：小)

当社のウェルネスケア関連事業は、主としてD2Cモデルによる定期購入を中心としたビジネスモデルであり、新規顧客の獲得後、一定期間を経て収益化が進む特性を有しております。このため、新規顧客獲得のタイミングや規模、広告宣伝活動の実施時期及びその費用対効果等によって、当社の売上高及び利益は期間ごとに変動する可能性があります。

当社は、主として第1四半期及び第2四半期において新規顧客獲得を目的とした広告投資を集中的に実施し、第3四半期及び第4四半期において当該顧客からの継続購入等により収益化を図る傾向があります。

このため、広告投資の実施時期やその効果の発現時期によって、四半期ごとの業績に偏りが生じる可能性があり、当該季節変動性は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主力商品への依存について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：大)

当社が取扱う機能性表示食品等の販売実績は堅調に推移しております。特に、機能性関与成分であるターミナリアペリリカを配合した「ターミナリアファースト」は、当社が販売する機能性表示食品の中でも主力の商品であり、2019年10月に第一世代を販売開始して以降、機能性を追加する等の改良を重ね、2025年2月期の当社の売上高のうち、75.3%を占める代表的な商品となっております。

当社は、このような特定商品への販売依存度を低下させ、より分散化・平準化された商品ポートフォリオの構築を目指すべく、その他の新商品の開発を積極的に行う等の取組みを行っております。しかし、現時点の主力商品である「ターミナリアファースト」が、顧客のニーズと乖離した場合や、競合他社に対する優位性を喪失する等の事態に陥った場合、又は「ターミナリアファースト」の販売に悪影響を及ぼす事象が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 仕入先との関係について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：大)

2025年2月期における当社の仕入高のうち、株式会社東洋新薬からの仕入高は68.3%となっております。これは、当社が、ウェルネスクエア関連事業におけるヘルスケアの主力商品である「ターミナリアファースト」について、株式会社東洋新薬から仕入を行っていることによるものであります。当社は、株式会社東洋新薬との間で、継続的商品取引契約を締結しており、当該契約は当社の主要な事業活動の前提となっております。当該契約は1年間ごとに自動更新される内容となっており、契約上定められた解除事由が生じない限り、継続されることとなっております。加えて、「ターミナリアファースト」については商品の独占に関する覚書を締結しております。本書提出日現在、当該契約の継続に支障をきたす要因は発生しておらず、今後も製造販売数の確保と良好なコミュニケーションにより、継続して仕入を行っていく方針であります。

また、当社の主力アウターケア製品である「ビタブリッドC」シリーズは、HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD. の特許技術を活用して商品化しており、当社は、「ビタブリッドC」シリーズに係る製品をHYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD. から仕入を行っております。当社は、現時点において、HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD. との間で、日本市場における独占販売契約を締結しており、安定的な継続取引体制を整備しております。

なお、当社は、「Vitabrid」ブランドを保有するNTNG INC. との間で商標使用許諾契約を締結しており、当該契約に基づき、「VitabridC^{1,2}」ロゴを使用した自社企画製品については売上高の1.0%、化粧品については売上高の1.25%をロゴ使用料として支払っております。

また、VitabridC^{1,2}成分を含有していない商品については、消費者の誤認を防止する観点から「C^{1,2}」を削除したロゴ表示へ移行しておりますが、当該商標使用許諾契約の適用範囲に基づき、これらの商品に係る売上高についても、ロイヤルティ算定の基礎に含まれております。

当該ロイヤルティは、当社が「Vitabrid」ブランドの認知度及び信用力を活用して事業を展開していることに対する対価として設定されており、2025年2月期における当社の売上高のうち、該当する商品の売上高（受注基準）は81.1%となっております。当社の事業拡大に伴い支払額は増加する可能性があるものの、今後はロイヤルティ対象外の商品売上の拡大等により、売上高に対する相対的な負担割合は低下していくことを想定しております。

現時点において、これらの主要仕入先と当社の関係性は良好であり、当社の支払い遅延といった解約事由及び継続に支障をきたす要因は発生しておりません。しかし、今後何らかの理由で契約解消される場合や計画どおりの仕入れが達成できなくなった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、契約の内容につきましては、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

(7) 新商品の開発について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

当社は、独自性のある新商品の開発を通じて、他社商品との差別化を図っております。しかし、競合他社の新商品の投入や顧客趣向の変化を十分に予測できない場合や、魅力的な商品を開発できない場合、又は企画から商品化までに想定以上の時間を要し、計画が遅延した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 在庫管理について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：中期／影響度：中)

当社は、過去の販売実績等に基づく需要予測を活用し、仕入れ管理を通じて、在庫水準の最適化に努めております。しかし、実際の受注が予測を下回った場合には過剰在庫が発生し、キャッシュ・フローの悪化や商品評価損の計上を招くおそれがあります。このような事態が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害等について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：なし／影響度：中)

当社は、商品の製造及び物流をパートナー企業に委託しております。自然災害等が生じた際の対策として、パートナー企業各社において、複数拠点への分散等の対策が講じられております。しかし、パートナー企業の拠点地域で地震、津波、台風、洪水、火災等の災害が発生し、被害が生じた場合、又は新興感染症の流行等に伴いパートナー企業の事業活動が停止した場合、当社の商品の製造及び物流に支障をきたすおそれがあります。このような事態が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 商品の安全性や風評のリスクについて(発生可能性：低／発生可能性のある時期：中期／影響度：大)

当社は健康・美容関連商品を取扱っております。当社の取扱商品に異物混入等が生じ、顧客の健康被害や商品の回収対応が必要な事態に発展した場合、その対処費用に加え、顧客の信頼や社会的信用が損なわれるおそれがあります。

当社では、関係法令の遵守状況の確認、社内での品質管理体制の強化・徹底、当社の選定基準を満たす信頼性の高い製造委託先からの調達等により、リスクの低減に努めております。しかし、このような対策の範囲を超えて、予測し得ない品質問題が発生した場合、当社の社会的信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

加えて、当社は、機能性表示食品制度に基づく機能性表示食品を取り扱っており、事業者（販売元）は、健康被害（その疑いを含む）に関する情報収集と、行政への情報提供義務が課せられるなど、より厳格な義務を負うこととなっております。本制度はいわゆる紅麹関連製品に係る事案を受け、制度の信頼性を高める方向での法改正等が行われており、今後新たな安全対策が必要となった場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の取扱商品の安全性や有効性には問題がない場合であっても、他社での不祥事や疑義が生じた際にインターネットやSNSを通じて情報が拡散されると、その真偽にかかわらず風評被害が生じ、当社商品及び関連市場全体に悪影響を及ぼすおそれがあります。このような事態が生じた場合も、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：中期／影響度：中)

当社の事業には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「健康増進法」、「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「食品表示法」、「食品衛生法」等の各種法令が適用されます。

当社は、これらの法令を遵守するための体制整備及び社内教育を継続的に実施しておりますが、今後、新たな法令が制定され、又は既存法令の規制が強化された場合、当社の事業運営が制約される可能性があります。また、万が一上記の法令遵守体制が機能せず、営業停止等の行政措置を受けるような事象が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：大)

当社は、業務上、多くの顧客の個人情報を収集・保有しております。当社は、社内規程の整備、プライバシーマークの取得（2024年1月）、従業員に対する個人情報の取扱いに関する教育の実施等の対策を通じて、顧客の個人情報の適正な管理に努めております。

しかし、これらの個人情報が外部に流出した場合、当社の社会的信用の低下に加え、損害賠償請求や訴訟提起等を受ける可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 知的財産権について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

当社は、商品の企画・開発に当たって、権利調査や契約上の手当て、必要に応じた専門家の助言の活用等を通じて、他者の知的財産権を侵害しないように留意しつつ事業を展開しており、現時点で他者の知的財産権を侵害している事実は確認しておりません。しかし、当社が認識していない知的財産権が既に成立している場合、当該知的財産権を利用した商品の販売に影響を与える等、当社の事業運営に制約が生じるほか、信用の低下に加え、第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があります。このような事態が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) システムトラブルについて(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：大)

当社の事業は、インターネット接続環境の安定的な稼働を前提としております。当社は、継続的かつ安定的な事業運営を確保する観点から、システム強化、セキュリティ対策、バックアップ、冗長化、障害対応体制の整備といった対策を講じております。しかし、自然災害や事故、サイバー攻撃等の予期せぬ事象によりシステムトラブルが発生した場合、サービス停止や業務遅延、復旧対応費用の増大等が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) 人材の確保・育成について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：小)

当社は、事業拡大に伴い、優秀な人材の確保と育成を重要な課題と位置づけており、採用活動の強化や体系的な研修、キャリア形成支援、働きやすい職場環境の整備などに積極的に取り組んでおります。

しかし、必要な人材を確保できない場合や、育成した人材が当社の事業に十分に寄与しない場合、当社全体の業務効率や成長戦略の実行に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(16) 特定の経営者への依存について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

当社代表取締役社長CEO大塚博史は、経営方針や事業戦略の策定・実行等において中心的な役割を果たしております。当社は、現在、情報共有の徹底や権限の委譲、人材育成等を通じて組織体制の強化を図り、特定個人への過度な依存を回避する取組みを進めております。しかし、何らかの理由で同氏の業務遂行が困難となった場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について(発生可能性：中／発生可能性のある時期：長期／影響度：小)

当社は成長段階にあり、事業拡充や組織基盤の強化のための内部留保の充実に優先していることから、設立以来、配当を行っておりません。もとより、当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しており、事業基盤の整備状況、投資計画、業績、財政状態等を総合的に勘案した上で、将来的には、継続的かつ安定的な配当の実施を検討してまいります。ただし、現時点において配当の実施時期及び具体的方針は未定であります。

(18) 訴訟の可能性について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

現時点において、重要な訴訟その他の請求が発生している事実はありません。当社では、コーポレート・ガバナンスやリスク管理、コンプライアンスについて継続的な強化を図っておりますが、今後事業の過程において予期せぬトラブルや問題が生じた場合には、当社の取引先、従業員等から損害賠償の請求や訴訟を提起される可能性があり、その金額や内容及び結果によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 当社株式の流動性について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率の上場維持基準は25.0%以上であるところ、当社の新規上場時における流通株式比率は、当該上場維持基準に近接しております。今後は、大株主による売出しの協力、公募増資による当社の事業計画に沿った成長資金の調達、新株予約権の行使による流通株式数の増加等を組み合わせて、流動性の向上を図る方針です。しかし、これらの施策が想定どおりに進まない場合や、その他の事情により流動性が低下した場合、当社株式の市場における流通が停滞し、株式の需給関係や市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20) 新株予約権の行使による希薄化(発生可能性：中／発生可能性のある時期：中期／影響度：小)

当社は、当社の役員及び従業員に対して新株予約権を付与しており、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は318,000株であり、発行済株式総数5,600,000株の5.68%に相当しております。また、今後もストック・オプションとしての新株予約権を付与する可能性があります。

今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(21) 親会社グループとの関係について(発生可能性：低／発生可能性のある時期：特定時期なし／影響度：中)

① 親会社との資本関係について

本書提出日現在において、当社の親会社である株式会社ベクトルは、当社の議決権の95.4%を所有しております。現在、当社の経営に係る意思決定において親会社の承認が必要な事項はありませんが、取締役の選解任、合併その他の組織再編、重要な事業の譲渡、定款の変更及び剰余金の分配等については、他の株主の意向にかかわらず、株式会社ベクトルの意向が影響を及ぼす可能性があります。なお、株式会社ベクトルは、上場後も当社株式を長期保有する方針を採っておりますが、当社の業容の変化や市場環境による影響等を理由に当社株式の売却等が行われた場合、当社の資本構成等に影響を及ぼす可能性があります。

② 親会社グループにおける当社の位置づけについて

当社は、ベクトルグループにおいて、ダイレクトマーケティング事業に区分されております。現時点ではグループ内に当社と競合する商品を展開する企業はなく、グループ内における競合は生じておりません。しかし、将来、グループの事業戦略や当社の位置づけが大きく変更された場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 親会社グループとの取引関係について

当社は、広告宣伝等に係る業務委託等の一部をベクトルグループに発注しておりますが、当該取引は当社の事業活動全体から見てごく一部にとどまっており、その重要性は限定的であります。

当社がベクトルグループと取引を行う場合は、独立性の確保に留意し、取引開始前に、取締役会において関連当事者取引の合理性や取引条件の妥当性等を慎重に検討しております。

④ 親会社グループとの人的関係について

当社役員9名のうち、監査役(非常勤)である後藤洋介は、親会社である株式会社ベクトルの代表取締役副社長CFOを兼務しております。当該兼務は、ベクトルグループのガバナンス体制を高めグループの企業価値最大化を目的としているものであります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第11期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が進む中、個人消費の復調や好調なインバウンド需要等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の減速リスクや物価上昇、金融資本市場の変動等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社が属するヘルスケア業界においては、2024年3月に他社で紅麹原料を使用した一部サプリメントの健康被害及び製品回収が発生いたしました。これらの影響によるサプリメントの安全性に対する不安等により、当社におきましても解約や買い控え等が発生し、市場環境を踏まえ広告宣伝費を抑制いたしました。

当期第3四半期会計期間において、外部環境の影響も落ち着きを見え始めたため、広告宣伝活動を積極化し、商品別では「ターミナリアファースト」の売上高が過去最高を更新いたしました。また、前事業年度に販売を開始した「Vitabrid Daily GABAシリーズ」も顕著に売上高を伸ばし、当期第3四半期会計期間において自社ECの売上高は過去最高を記録しました。しかしながら、当社の事業特性上、新規顧客の獲得から収益化まで一定の期間を要することから、当事業年度上期における新規顧客獲得の伸びが限定的となったことが通期の収益に影響を及ぼし、営業利益・経常利益・当期純利益はいずれも前期比で減少いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高12,622,305千円（前期比7.2%増）、営業利益700,913千円（前期比29.8%減）、経常利益675,766千円（前期比30.8%減）、当期純利益459,729千円（前期比36.0%減）となりました。

なお、当社は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

第12期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として力強さを欠く分野も見受けられる状況です。企業収益や雇用・所得環境には持ち直しの兆しがある一方で、個人消費や生産活動には足踏みも見られ、海外経済の減速や原材料価格の高止まり、為替変動等が、先行きに対する慎重な見方を強める要因ともなっています。

当社が属するヘルスケア業界においては、2024年3月に発生した紅麹原料を巡る健康被害報道を背景に、製品の安全性・信頼性への社会的関心が引き続き高く、業界全体で広告表現や品質管理体制の見直しが進んでおります。

こうした外部環境下において、当社では主力製品である「ターミナリアファースト」が引き続き堅調に推移したほか、「Vitabrid Daily GABA」や「ジャパンプレミアムDHA&EPA+GABA」も引き続き順調に売上を伸ばしました。チャネル別では自社ECを中心にECモール、卸・その他を含むすべての販売チャネルで前年同期を上回る実績を記録し、特に卸販売の伸長が顕著となっております。さらに、2025年7月には新商品「アクティブリッチ5」の販売を開始いたしました。

また、当第2四半期は第1四半期からの広告施策の最適化が進み、広告効率が向上したため、積極的な広告宣伝投資を実施いたしました。

この結果、当中間会計期間における売上高は7,320,600千円、営業損失は38,520千円、経常損失は49,456千円、中間純損失は47,116千円となりました。

なお、当社はウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

第12期第3四半期累計期間（自 2025年3月1日 至 2025年11月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調で推移いたしました。雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費は持ち直しの動きが見られ、企業収益も概ね高い水準を維持いたしました。一方で、円安基調の継続やエネルギー価格の高騰に伴う原材料・物流コストの上昇に加え、米国の通商政策等の変化による先行き不透明感など、引き続き注視が必要な状況が続いております。

当社が属するヘルスケア業界においては、2024年3月に発生した紅麹原料を巡る健康被害報道を契機に、製品の安全性や信頼性に対する社会的関心が引き続き高く、業界全体で広告表現や品質管理体制の見直しが進んでおります。

こうした環境下において、当社では、主力製品である「ターミナリアファースト」が引き続き堅調に推移したほか、「Vitabrid Daily GABA」や「ジャバンプレミアムDHA&EPA+GABA」も順調に売上を伸ばしました。チャネル別では、自社ECを中心にECモール、卸・その他を含むすべての販売チャネルで前年同期を上回る実績を記録し、特に卸販売の伸長が顕著となっております。さらに、新商品「アクティブリッチ5」の販売を2025年7月に開始し、着実に実績を積み上げており、今後の伸長が期待される商品となっております。また、第1四半期から取り組んできた広告施策の最適化により広告効率が向上し、CPA（顧客獲得単価）の改善を背景に、引き続き積極的な広告投資を展開しております。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は11,594,806千円、営業利益は903,734千円、経常利益は880,445千円、四半期純利益は583,405千円となりました。

なお、当社は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

② 財政状態の状況

第11期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ881,392千円増加し、4,732,307千円となりました。これは主に、現金及び預金が765,887千円、商品及び製品が524,068千円、売掛金が32,377千円増加した一方で、前渡金が421,733千円減少したことによるものであります。

当事業年度末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ21,666千円増加し、339,781千円となりました。これは主に、ソフトウェアが90,530千円、工具、器具及び備品が27,733千円増加した一方で、ソフトウェア仮勘定が53,646千円、投資その他の資産のその他に含まれる敷金が18,556千円、建設仮勘定が10,115千円減少したことによるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ903,059千円増加し、5,072,089千円（前期比21.7%）となりました。

（負債）

当事業年度末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ443,213千円増加し、2,735,983千円となりました。これは主に、未払金が303,963千円、買掛金が101,640千円、契約負債が62,471千円、1年内返済予定の長期借入金が66,720千円増加した一方で、未払法人税等が88,140千円減少したことによるものであります。

当事業年度末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ51,204千円減少し、310,453千円となりました。これは、長期借入金が51,204千円減少したことによるものであります。

この結果、当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ392,009千円増加し、3,046,436千円（前期比14.8%）となりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ511,050千円増加し、2,025,652千円（前期比33.7%）となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が459,729千円、新株予約権が51,321千円増加したことによるものであります。

第12期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

（資産）

当中間会計期間末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ688,947千円増加し、5,421,255千円となりました。これは主に、現金及び預金が502,307千円、売掛金が398,291千円、前渡金が290,914千円増加した一方で、商品及び製品が481,516千円減少したこと等によるものであります。

当中間会計期間末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ71千円増加し、339,852千円となりました。これは主に、有形固定資産に含まれる建設仮勘定が14,593千円増加した一方で、無形固定資産に含まれるソフトウェアが10,322千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当中間会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ689,019千円増加し、5,761,108千円となりました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ799,657千円増加し、3,535,641千円となりました。これは主に、未払金が492,528千円、短期借入金が450,000千円増加した一方で、未払法人税等が86,917千円、買掛金が43,511千円、契約負債が26,298千円減少したこと等によるものであります。

当中間会計期間末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ103,362千円減少し、207,091千円となりました。これは、長期借入金が103,362千円減少したことによるものであります。

この結果、当中間会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ696,295千円増加し、3,742,732千円となりました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ7,276千円減少し、2,018,376千円となりました。これは、中間純損失の計上により利益剰余金が47,116千円減少した一方で、新株予約権が39,840千円増加したことによるものであります。

第12期第3四半期累計期間（自 2025年3月1日 至 2025年11月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ752,960千円増加し、5,485,268千円となりました。これは主に、売掛金が519,930千円、現金及び預金が319,636千円、前渡金が283,670千円増加した一方で、商品及び製品が363,010千円減少したこと等によるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ10,996千円減少し、328,784千円となりました。これは主に、有形固定資産が4,913千円増加した一方で、無形固定資産が15,483千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ741,964千円増加し、5,814,053千円となりました。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ253,840千円増加し、2,989,824千円となりました。これは主に、買掛金が130,358千円、未払法人税等が92,075千円、その他に含まれる未払消費税等が67,291千円、賞与引当金が65,085千円増加した一方で、短期借入金が75,002千円、契約負債が38,096千円減少したこと等によるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ155,043千円減少し、155,410千円となりました。これは、長期借入金が155,043千円減少したことによるものであります。

この結果、当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ98,797千円増加し、3,145,234千円となりました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ643,166千円増加し、2,668,818千円となりました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が583,405千円、新株予約権が59,761千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ765,887千円増加し、2,005,195千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は843,223千円（前年同期は783,414千円の減少）となりました。

主な収入要因は、税引前当期純利益の計上677,566千円、前渡金の減少額421,733千円、未払金の増加額313,094千円、仕入債務の増加額101,640千円、主な支出要因は、棚卸資産の増加額490,190千円、売上債権の増加額32,377千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は92,851千円（前年同期は72,948千円の減少）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出31,825千円、無形固定資産の取得による支出56,371千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は15,516千円（前年同期は559,996千円の増加）となりました。

これは、長期借入れによる収入200,000千円、長期借入金の返済による支出184,484千円によるものであります。

第12期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、2,507,503千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は170,263千円となりました。

主な収入要因は、未払金の増加額492,528千円、棚卸資産の減少額479,722千円、株式報酬費用39,840千円、主な支出要因は、売上債権の増加額398,291千円、前渡金の増加額290,914千円、税引前中間純損失の計上49,456千円、仕入債務の減少額43,511千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は14,593千円となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出14,593千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は346,638千円となりました。

これは、短期借入金の純増額450,000千円の収入、長期借入金の返済による支出103,362千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第11期事業年度、第12期中間会計期間及び第12期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2025年 3月 1日 至 2025年11月30日)
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)	販売高(千円)
ウェルネスケア関連事業	12,622,305	107.2	7,320,600	11,594,806
合計	12,622,305	107.2	7,320,600	11,594,806

(注) 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成において、会計方針の選択・適用及び損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 経営成績及び財政状態に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績及び財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況」及び「② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

また、当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の事業活動における運転資金需要のうち主なものは、商品仕入、広告宣伝費、開発投資及び支払手数料であります。当社は、これらの資金需要に対して、事業に必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針とし、資金使途や金額に応じて自己資金、金融機関からの借入、新株発行による調達資金といった資金調達を柔軟に検討し、確保していく方針であります。

⑤ 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高成長率及び営業利益率を重要な経営指標と位置づけております。売上高成長率につきましては、主に既存顧客の継続率向上、新規顧客獲得の進捗状況及びクロス購入率の向上を反映する指標であり、当社のD2Cモデルの成長性を測る上で重要であると認識しております。また、営業利益率につきましては、広告投資効率やコストコントロールの状況を総合的に示す指標であり、事業の収益性を評価する上で重視しております。各指標の進捗状況については、以下のとおりであります。今後も引き続き売上高の増加、営業利益率の上昇を目指してまいります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
売上高成長率	△6.0%	7.2%
営業利益率	8.5%	5.6%

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	相手先の所在地	契約内容	契約年月日	契約期間
HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD.	大韓民国	ビタブリッドC製品の日 本における独占的な販売 代理店契約	2022年6月1日	契約締結日より3年間 (以降3年ごとの自動更新)
株式会社東洋新薬	日本	継続的商品取引契約 (注)	2017年10月1日	契約締結日より1年間 (以降1年ごとの自動更新)
NTNG INC.	大韓民国	「VitabridC ^{1,2} 」の商標 使用許諾契約書	2019年2月1日	契約締結日より2年間 (以降2年ごとの自動更新)

(注) 本契約に付随したターミナリアファースト商品の独占に関する覚書が別途あります。

6 【研究開発活動】

当社は、「ライフテクノロジーに一過性の流行は要らず、本当に役立つものは定番化する」という考えのもと、未来の定番となりうる商品・サービスの創出に取り組んでおります。この考え方に基づき、ウエルネスケア関連事業において、科学的根拠に基づいた機能性の検証や品質向上を重視した研究開発活動を行い、「明日の可能性を広げる。

※ 商品やサービスを継続的に顧客へ提供することを研究開発の目的としております。当社の研究開発体制は、社内の商品開発部門が中心となり、必要に応じて外部機関と連携して進めております。

第11期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度は、大麦乳酸発酵液GABAを配合した「Vitabrid Daily GABA」において、7つ目の機能性関与成分GABAの機能として「筋肉量の維持」が機能追加となりました。また、ヘアアイロン及びシャワーヘッド等の家電分野において開発も行いました。

以上の結果、当事業年度の研究開発費は5,977千円となりました。

なお、当社はウエルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間は、新商品としてリリース予定のサプリメントにおける臨床試験を実施する等、主に機能性表示食品の開発を行いました。

以上の結果、当中間会計期間の研究開発費は3,290千円となりました。

なお、当社はウエルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第3四半期累計期間（自 2025年3月1日 至 2025年11月30日）

当第3四半期累計期間は、新商品としてリリース予定のサプリメントにおける臨床試験を実施する等、主に機能性表示食品の開発を行いました。また、将来的な商品展開を見据え、家電分野における商品開発にも取り組みました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の研究開発費は3,370千円となりました。

なお、当社はウエルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度における重要な設備投資、除却、売却等はありません。

第12期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間における重要な設備投資、除却、売却等はありません。

第12期第3四半期累計期間（自 2025年3月1日 至 2025年11月30日）

当第3四半期累計期間における重要な設備投資、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

第11期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	建設 仮勘定	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	ウェルネス ケア関連事業	本社設備 システム 機器	83,332	40,433	—	13,382	93,567	—	230,716	82

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、当該臨時従業員数（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員等を含みます）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は、85,263千円であります。

第12期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間において主要な設備に著しい変動はありません。

第12期第3四半期累計期間（自 2025年3月1日 至 2025年11月30日）

当第3四半期累計期間において主要な設備に著しい変動はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2026年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,900,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,600,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,600,000	—	—

(注) 1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2022年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役社長CEO 1
新株予約権の数(個) ※	92 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 920 [184,000] (注) 2、8
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	199,000 [995] (注) 3、8
新株予約権の行使期間 ※	2022年9月30日～2032年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 199,000 [995] 資本組入額 99,500 [498] (注) 8
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末(2025年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき40,000円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式10株 [2,000株] であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合は除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所における株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場された場合のみ新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- (a) 199,000円〔995円〕（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 199,000円〔995円〕（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、199,000円〔995円〕（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が199,000円〔995円〕（ただし、上記3.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記4.に準じて決定する。

- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 8. 2024年5月16日開催の取締役会決議により、2024年6月1日付で普通株式1株につき10株の割合で、2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2024年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役社長CEO 1 当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の数(個) ※	670 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 670 [134,000] (注) 2、8
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,500 [13] (注) 3、8
新株予約権の行使期間 ※	2027年7月26日～2034年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,500 [13] 資本組入額 1,250 [7] (注) 8
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき無償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1株 [200株] であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得事由
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
- 上記表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- 上記4. に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
- 上記5. に準じて決定する。
7. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
8. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- ② 【ライツプランの内容】
- 該当事項はありません。
- ③ 【その他の新株予約権等の状況】
- 該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年2月16日 (注) 1	—	2,800	35,000	105,000	△35,000	35,000
2024年6月1日 (注) 2	25,200	28,000	—	105,000	—	35,000
2025年11月1日 (注) 3	5,572,000	5,600,000	—	105,000	—	35,000

(注) 1. 2023年2月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、資本準備金の額を35,000千円減少し、その全部を資本金に組み入れたことによるものであります。

2. 普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

3. 普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

2020年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	1	—	1	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	36,000	1,720	—	18,280	56,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	64.29	3.07	—	32.64	100.00	—

(注) 1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 自己株式1,828,000株は「個人その他」に18,280単元を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,828,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,772,000	37,720	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,600,000	—	—
総株主の議決権	—	37,720	—

(注)1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2026年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビタブリッドジャパン	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,828,000	—	1,828,000	32.64
計	—	1,828,000	—	1,828,000	32.64

(注)1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,828,000	—	1,828,000	—

(注) 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、配当を実施しておりません。当社では、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記のほか基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に重要課題と位置づけております。

また、当社の主要株主である株式会社ベクトルが支配株主に該当いたします。当社は支配株主との間で取引を検討する場合、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引開始前に取締役会にて関連当事者取引の合理性や取引条件等の妥当性について、慎重に検討した上で実施しております。

当社は、会社法上の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図示すると、次のとおりであります。



— 44 —

b. 監査役会

当社の監査役会は、提出日時時点で社外監査役（常勤） 荒井久美子を議長とし、社外監査役 遠藤優太、社外監査役 青木美佳及び監査役 後藤洋介の監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、監査役会において監査役の中から選定された議長を置いております。法令、定款及び「監査役会規程」に従い原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催しており、監査計画の策定や監査の実施状況等、監査役相互での情報共有を実施しております。また、監査役は当社の取締役会にも出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般及び取締役の業務執行に関して適正な監視を行っております。

また、会計監査人や内部監査人と綿密に連携をとりながら、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性の継続的向上を図っております。

c. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けるとともに、会計上の課題について適時協議の上、適正な会計処理に努めております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

d. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、代表取締役社長CEOが任命した内部監査責任者が「内部監査規程」に基づき実施しております。内部監査人が所属する部署については、代表取締役社長CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

内部監査人は、年間内部監査計画に基づき、業務活動の法令・定款・社内規程の遵守、効率性および会社財産の保全に資することを目的として、その達成のために必要とする事項に関し、当社の業務全般にわたって内部監査を実施しております。

監査結果については、代表取締役社長CEO及び実施部署へ報告を行っており、改善が必要な事項が発見された場合にはその対応結果の確認並びに代表取締役社長CEOや監査役会への報告を行っております。なお、報告の結果、改善の必要がある場合には被監査部門に対して改善指示を行い、業務の適正な運営及び能率の増進や内部統制強化を図っております。

e. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長CEO 大塚博史を議長とし、取締役CFO 関智洋、取締役 新馬場隼、執行役員 小黒祥平、本部長、副本部長及び事務局をもって構成され、監査役 荒井久美子及び内部監査人はオブザーバーとして参加しております。

経営会議は、原則として隔週ごとに開催するものとし、当社の業務執行に関する重要事項について迅速かつ機動的な意思決定を行う機能を担う会議体として、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告（財務報告・営業報告）等について審議・協議を行っております。また、経営会議は、「経営会議規程」に基づき、会社の経営に関する重要な業務の実施に関する事項について協議及び決定を行う権限を有しており、その付議事項は「職務権限規程」に定める事項のほか、経営会議が必要と認める事項としております。

f. コンプライアンス・リスク委員会

当社のコンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長CEO 大塚博史を委員長として、取締役CFO 関智洋、取締役 新馬場隼、執行役員 小黒祥平、事業戦略部マネージャー（内部監査人）、法務部マネージャー、事務局をもって構成され、監査役 荒井久美子はオブザーバーとして参加しており、原則として四半期ごとに1回以上開催しております。同委員会は、「コンプライアンス・リスク管理規程」の定めに基づき運営され、コンプライアンス・リスクに関する事項について協議及び審議等を行っております。また、コンプライアンス・リスクに関する管理体制を構築するとともに、運用状況を把握することで、リスクの顕在化の防止及びリスク発生時の対処を行う体制の構築、強化に努めております。

なお、2026年3月1日付で、事業戦略部はガバナンス統括部、法務部は総務法務部に名称変更を予定しております。

g. 報酬諮問委員会

当社は、「報酬諮問委員会規程」に基づき、過半数を独立役員とする3名以上の委員で構成し、かつ委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会を設置し、1年に1回以上開催しております。提出日時点で社外取締役 宮本雅恵、社外監査役 荒井久美子及び取締役CFO 関智洋の3名で構成されております。当委員会は、取締役会から諮問を受けた取締役の報酬等に関する方針、報酬体系及び個別報酬等の内容について審議・検討を行い、その結果を取締役に答申する権限を有しております。これにより、取締役の報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実に努めることを目的としております。

当事業年度においては、取締役の個別報酬及び新株予約権の付与数について審議を行うとともに、他社役員報酬水準の調査を実施いたしました。これらを踏まえ、役位、職責、当社の業績を考慮した取締役の個別報酬額の諮問がなされ、その諮問による提言を行っております。なお、当事業年度において報酬諮問委員会は3回開催されており、その全てにおいて委員全員が出席しております。

開催日	主な内容	出席者
2024年5月23日	取締役の個別報酬額 他社役員報酬水準の調査	社外取締役 宮本雅恵 社外監査役 荒井久美子 取締役CFO 関智洋
2024年7月24日	取締役への新株予約権の付与	社外取締役 宮本雅恵 社外監査役 荒井久美子 取締役CFO 関智洋
2024年12月3日	他社役員報酬水準の調査 役員の報酬方針の審議	社外取締役 宮本雅恵 社外監査役 荒井久美子 取締役CFO 関智洋

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「コンプライアンスポリシー」を遵守するとともに、当社の代表取締役社長CEOは、その精神を使用人に反復伝達します。
- (2) 当社は、監査役監査基準及び内部監査規程により、当社の法令及び定款の適合性評価を行っております。
- (3) 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについて「情報システム運用管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報保護規程、インサイダー取引防止規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は「コンプライアンスポリシー」「コンプライアンス・リスク管理規程」を上位規範として、多様化するリスクに備えて、リスク管理の統括責任者を代表取締役社長CEOとし、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制を構築しております。
- (2) 取締役会において当社の重要案件について情報共有等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長CEOを統括責任者として全社的な対策を検討する体制を確保します。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
- (2) 当社は、組織規程及び職務権限規程を制定させ、当社の取締役の担当職務、取締役・使用人等の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化しております。また、稟議システムを整備し、機動的な意思決定を図っております。

5 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制（使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）

監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。また、当社は、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び使用人に周知徹底します。

6 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含みます）

- (1) 取締役会または従業員は、監査役に対して法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備します。
- (2) 当社は、「監査役監査基準」により、監査役が何時でも当社の取締役及び従業員に対して営業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査することができる体制を確保するとともに、当社の取締役が会社に着しく損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告をしなければならないものとしております。

7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を含みます）

- (1) 当社の代表取締役社長CEOは、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
- (2) 当社の監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、代表取締役社長CEOが直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- (3) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に当たっては、他部門の干渉を受けないものとし、当社は、監査役との協議により、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

8 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- (2) 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

9 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンスポリシー」において、暴力団や総会屋などの反社会的勢力との取引の未然防止体制を構築し、不当請求には断固として拒絶し・いかなる利益供与も行わないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

今後も反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「コンプライアンスポリシー」を上位規程とし、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定めております。リスクマネジメント及びコンプライアンスの最高責任者である代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク委員会にて、当社が直面する様々なリスクを一元管理し、リスクの抽出と予防、また、リスクが発生した場合は迅速かつ的確な対策を講ずることにより被害を最小限に食い止め、その再発防止に取り組むための体制構築に努めております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が、会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

e. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮すること等を目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

f. 取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款で定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

i. 剰余金の配当等の決議要件

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

j. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大塚 博史	19	19
関 智洋	19	19
新馬場 隼	14	14
宮本 雅恵	19	19
青木 康治	19	19

(注)新馬場隼は、2024年5月開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会においては、重要な業務執行に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、コンプライアンス・リスクマネジメントの事項、新規上場申請に関する事項及び月次業績の状況等について、検討を実施しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性3名(役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長CEO	大塚 博史	1978年10月4日	2002年4月 2011年5月 2014年4月 2017年5月	株式会社大広 入社 大広北京广告有限公司上海分公司 赴任 当社 入社 当社代表取締役社長CEO 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役CFO コーポレート 本部長	関 智洋	1983年7月13日	2007年4月 2008年8月 2015年5月 2020年3月 2021年4月 2022年11月 2023年2月	株式会社東京コンサルティングファーム 入社 株式会社スペース 入社 株式会社アドウェイズ 入社 株式会社LIFE CREATE (現 株式会社LOIVE) 入社 同社経営企画室長 当社 入社 CFOコーポレート本部長 (現任) 当社取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 ブランドプロデュース本部長	新馬場 隼	1991年10月10日	2015年4月 2018年5月 2018年9月 2020年3月 2023年3月 2023年9月 2024年5月	株式会社ピアラ 入社 当社 入社 当社ビタブリッドCヘアー ブランドマネージャー 当社ターミナリアファースト ブランドマネージャー 当社ブランドプロデュース本部長 (現任) 当社執行役員 就任 当社取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
社外取締役	宮本 雅恵	1957年7月21日	1980年4月 2000年7月 2003年3月 2006年11月 2023年2月 2023年4月	株式会社ボーラ化粧品本舗 (現 株式会社ボーラ) 入社 同社多様な企画部長 同社カタログ事業部長 株式会社イメージ・ブランディング 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 当社社外取締役 就任 (現任) 学校法人大正大学 非常勤講師 就任 (現任)	(注) 3	—
社外取締役	青木 康治	1977年8月28日	2004年2月 2005年8月 2006年12月 2008年9月 2009年9月 2010年4月 2012年7月 2012年11月 2021年1月 2023年2月 2023年8月 2024年6月	株式会社エフエルシー 入社 同社関東・東海統括部長 同社販売戦略室室長 株式会社ウォーターダイレクト 入社 直販事業部マネージャー 同社営業部長 ファインスプリングス株式会社 (現 富士山GXホールディングス株式会社) 設立代表取締役 就任 同社 取締役兼マーケティング部長 就任 株式会社アクティブソナー (現 株式会社アシスト) 創業 代表取締役 就任 株式会社サムライパートナーズ 入社 プロモーション事業本部長 当社社外取締役 就任 (現任) 株式会社Marie. 設立 代表取締役 就任 (現任) 株式会社Grand Bleu&Co. 設立 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
社外監査役 (常勤)	荒井 久美子	1954年3月26日	1977年6月 1985年4月 1995年1月 1997年6月 2015年5月 2015年6月 2023年2月	日東紡績株式会社 入社 メリルリンチ証券会社 (現 BofA証券株式会社) 入社 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 コンピュータ・アソシエイツ株式会社 (現 日本CA株式会社) 入社 株式会社ウェブレッジ (現 デロイトトーマツウェブレッジ株式会社) 社外監査役 就任 ビー・シー・エー株式会社 社外取締役 就任 当社社外監査役 就任 (現任)	(注) 4	—
社外監査役	遠藤 優太	1988年8月3日	2012年2月 2016年10月 2016年12月 2018年11月 2019年7月 2022年8月 2022年10月 2023年2月	有限責任監査法人トーマツ 入所 デロイトトーマツ税理士法人 入所 公認会計士登録 株式会社マンションマーケット 入社 ベルフェイス株式会社 入社 税理士登録 シェプラス税理士法人 創業 所長 就任 (現任) 当社社外監査役 就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
社外監査役	青木 美佳	1981年3月28日	2004年4月 2007年4月 2016年12月 2016年12月 2023年10月 2023年12月 2023年12月 2024年12月 2025年5月	株式会社USEN 入社 フリーアナウンサー 弁護士登録 弁護士法人山崎・秋山・山下法律事務所 入所 東京簡易裁判所 民事調停官（非常勤裁判官）任官（現任） 株式会社M&A総研ホールディングス（現 株式会社クオオツ総研ホールディングス） 社外取締役 就任（現任） 株式会社M&A総合研究所 社外取締役 就任（現任） 宇賀神国際法律事務所 パートナー 就任（現任） 当社社外監査役 就任（現任）	(注) 4	—
監査役	後藤 洋介	1984年9月10日	2007年4月 2015年1月 2019年6月 2020年3月 2020年5月 2021年5月 2022年3月 2023年2月 2025年5月	ソフトブレイン株式会社 入社 株式会社VOYAGE GROUP（現 株式会社CARTA HOLDINGS）入社 株式会社ベクトル 入社 株式会社あしたのチーム 取締役 就任（現任） 株式会社ベクトル 取締役 就任 株式会社100キャピタル 代表取締役 就任 株式会社ベクトル 取締役CFO 就任 当社監査役 就任（現任） 株式会社ベクトル 代表取締役副社長CFO 就任（現任）	(注) 4	—
計						—

- (注) 1. 取締役宮本雅恵及び青木康治は、社外取締役であります。
2. 監査役荒井久美子、遠藤優太及び青木美佳は、社外監査役であります。
3. 2025年10月27日開催の臨時株主総会の終結の時から2026年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年10月27日開催の臨時株主総会の終結の時から2029年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、執行役員事業基盤本部長小黒祥平になります。

② 社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。当社では社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できるよう十分な独立性が確保されていることを前提とし、かつ株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。当社は取締役5名のうち2名が社外取締役で構成され、監査役4名のうち3名が社外監査役で構成されており、監督・監査機能は確保されていると考えております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて事業の状況及び内部統制の状況を把握し、独立した立場から当社経営の健全性、透明性を確保するために重要な役割を担っています。

社外取締役の宮本雅恵は、大手化粧品メーカーでの化粧品の商品企画開発、女性向けアパレル・ジュエリーブランドの立ち上げに従事後、長年にわたりコンサルタントとしてモノと人のブランディングを主軸としたブランドの立ち上げ・商品開発支援、並びに研修の講師として多数の企業に携わってきた専門家としての経験・見識から客観的な視点に基づき適切な会社の業績等の評価を行い、その評価を経営判断に反映することにより、経営の監督とチェック機能、客観性のさらなる向上などへ貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏が業務執行を務める株式会社イメージ・ブランディングと当社との間には、2017年2月期に当社商品調査に関する取引関係がありますが、当事業年度における取引額は100万円に満たない僅少であります。取引の規模に照らして、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他に当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の青木康治は、これまで複数の新規事業開発、起業から培ったマーケティング及び会社経営の分野における高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かすとともに、独立した立場から取締役等の職務執行を監督することにより、当社取締役会の牽制機能が強化されることと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏が2024年5月まで業務執行を務めていた株式会社サムライパートナーズと当社との間には、2025年2月期に当社を取引先とする広告宣伝に関する取引関係がありますが、当該事業年度における取引額は、当該会社の同年における売上高の1.09%でありますので軽微であります。取引の規模に照らして、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他に当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の荒井久美子は、取締役及び監査役として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。なお当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の遠藤優太は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。なお当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の青木美佳は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験及び企業法務に関する相当程度の知見を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。なお当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、専門的かつ客観的な視点から、取締役会の業務執行に関する監視機能を強化するとともに、取締役会における多角的な議論を可能とすることで、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を高める機能を有しているものと考えております。また、社外取締役は、取締役会等を通じて、内部監査の実施状況及び監査結果、監査役監査の概要並びに会計監査人による監査の状況について報告を受け、必要に応じて意見交換を行うことにより、監督機能の実効性を高めております。

当社の社外監査役は、取締役会に参加し、決議事項に関する審議や業務執行等の報告を受ける等の監督を行うほか、監査法人から期初における監査計画の説明や期中・期末における監査の状況及び結果の報告を受けるとともに意見交換等を行い、相互の連携を高めております。

また、社外監査役は、取締役会を通じて監査役監査を行うとともに、内部監査人から内部監査の実施状況について報告を受けております。

さらに、社外監査役、内部監査人、会計監査人の三者は、定期的に協議を行い、連携して監査機能の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役会を設置しております。監査役会は、常勤の社外監査役1名、非常勤の監査役3名（うち社外2名）により構成され、監査役会が定めた監査計画及び職務分担に従い、取締役会をはじめとする各種会議体への出席、代表取締役社長CEOとの意見交換、取締役等からの報告の聴取や重要書類の閲覧等により監査を行っております。なお、社外監査役の遠藤優太は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役青木美佳は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

また、原則として月1回開催されている監査役会において適宜、監査役監査の実施状況の報告を行い、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査人に対してその説明を求め、情報の共有化を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
荒井 久美子	監査役会 12回	監査役会 12回
遠藤 優太	監査役会 12回	監査役会 12回
後藤 洋介	監査役会 12回	監査役会 12回

監査役会における具体的な検討内容としましては、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の審議、会計監査人の報酬等に関する同意、取締役及び使用人の職務執行状況、新規上場に関する状況、監査役選任議案の株主総会への提出の同意等があります。

また、常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議へ出席し、適宜、意見を述べ、また、監査役会の議長を務めるとともに、コーポレート本部・内部監査人等と連携し、重要書類の閲覧や取締役及び従業員の業務執行の状況を監査し、監査役会に報告しております。

② 内部監査の状況

当社は、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、代表取締役社長CEOの命を受けた内部監査人2名が内部監査を実施し、監査計画に基づき監査を実施しております。原則として当社の全部門を対象として内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役社長CEO及び実施部署へ報告を行っており、改善が必要な事項が発見された場合にはその対応結果の確認並びに代表取締役社長CEOへの報告を行っております。また、適宜監査役会にも監査実施状況を報告しております。

内部監査人と監査役及び会計監査人は、定期的に監査結果等の意見交換を行い、三様監査の相互連携を図っており、内部統制に係わる各部署から必要な情報提供を受けて、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

2023年2月期以降3年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 稲野辺 研

指定社員 業務執行社員 石川 裕樹

指定社員 業務執行社員 林 隆二

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他5名

e. 監査法人の選定方針と理由

東陽監査法人の選定に際しては、監査役会が監査実施状況や監査報告等の過去の実績、監査計画・日数、当社の規模や事業の特性の理解、報酬水準の合理性及び妥当性等を総合的に勘案して決定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人について、品質管理体制や独立性・専門性等の観点から評価・選定基準を策定しており、監査実施体制の整備状況、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに報酬水準の合理性及び妥当性等を確認し、監査実績等を踏まえた上で、監査法人を総合的に評価しております。その結果、監査法人が有効に機能し、独立性・専門性ともに問題はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,000	—	22,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬については、監査日数、人員数及び当社の規模や業務特性等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案したうえで、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決議しております。なお、役員賞与については、当社の業績に基づき、別途支給を検討し報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決議しております。

当社の役員の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において決定しており、取締役報酬額は、2025年10月27日開催の臨時株主総会の決議を経て、総額（年額）230,000千円以内、監査役報酬額は、2023年2月15日開催の臨時株主総会の決議を経て、総額（年額）32,000千円以内と報酬限度額を決定しております。また、役員報酬とは別枠で2024年5月27日開催の株主総会において、当社取締役3名（社外取締役を除く）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額240,000千円以内の範囲で発行する旨を決定しております。

なお、個人別の報酬等の額は、取締役については任意の報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会の決議、監査役については監査役の協議で決定しております。最近事業年度の当社の取締役の報酬等の額の決定においては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、2024年5月23日開催の報酬諮問委員会で他社役員報酬水準の調査結果や役位、職責、当社の業績を踏まえ取締役の個別報酬額の諮問がなされ、その諮問による提言に基づき、2024年5月27日開催の取締役会にて決議がなされております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	140,800	99,414	—	41,386	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	1
社外役員	23,700	23,700	—	—	4

(注) 1. 上表には、2024年5月27日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 非金銭報酬等の内容は、当事業年度に係るストックオプションの株式報酬費用として計上した額を記載しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式投資及び純投資目的以外の目的の株式投資の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

なお、当社は保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の株式のいずれも保有していません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は第1種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期会計期間(自 2025年9月1日 至 2025年11月30日)及び第3四半期累計期間(自 2025年3月1日 至 2025年11月30日)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)及び当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)の中間財務諸表について、東陽監査法人により期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間(自 2025年9月1日 至 2025年11月30日)及び第3四半期累計期間(自 2025年3月1日 至 2025年11月30日)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人により期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には公益財団法人財務会計基準機構の開示資料の閲覧や関連セミナーへの参加、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加などを行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,239,308	2,005,195
売掛金	453,258	485,636
商品及び製品	1,457,667	1,981,736
貯蔵品	87,507	53,630
前渡金	426,431	4,698
前払費用	185,637	155,229
その他	1,103	46,182
流動資産合計	3,850,914	4,732,307
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	99,829	101,785
工具、器具及び備品	88,554	116,287
建設仮勘定	23,498	13,382
減価償却累計額	△69,455	△94,307
有形固定資産合計	142,426	137,148
無形固定資産		
ソフトウェア	3,037	93,567
ソフトウェア仮勘定	53,646	—
無形固定資産合計	56,683	93,567
投資その他の資産		
長期前払費用	3,665	1,964
繰延税金資産	65,619	73,938
その他	49,719	33,162
投資その他の資産合計	119,004	109,064
固定資産合計	318,114	339,781
資産合計	4,169,029	5,072,089

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,522	141,162
短期借入金	※1 1,500,000	※1 1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	140,004	206,724
未払金	273,253	577,217
未払費用	36,964	44,095
未払法人税等	184,182	96,042
契約負債	88,288	150,759
預り金	11,833	12,554
ポイント引当金	—	5,786
その他	18,720	1,640
流動負債合計	2,292,770	2,735,983
固定負債		
長期借入金	361,657	310,453
固定負債合計	361,657	310,453
負債合計	2,654,427	3,046,436
純資産の部		
株主資本		
資本金	105,000	105,000
資本剰余金		
資本準備金	35,000	35,000
資本剰余金合計	35,000	35,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,187,982	3,647,711
利益剰余金合計	3,187,982	3,647,711
自己株式	△1,818,860	△1,818,860
株主資本合計	1,509,122	1,968,851
新株予約権	5,480	56,801
純資産合計	1,514,602	2,025,652
負債純資産合計	4,169,029	5,072,089

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,507,503
売掛金	883,927
商品及び製品	1,500,219
貯蔵品	55,424
前渡金	295,612
前払費用	149,084
その他	29,914
貸倒引当金	△429
流動資産合計	5,421,255
固定資産	
有形固定資産	144,599
無形固定資産	83,245
投資その他の資産	112,007
固定資産合計	339,852
資産合計	5,761,108

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	97,651
短期借入金	※ 1,950,000
1年内返済予定の長期借入金	206,724
未払金	1,069,745
未払費用	53,005
未払法人税等	9,125
契約負債	124,461
預り金	12,773
ポイント引当金	10,113
その他	2,040
流動負債合計	3,535,641
固定負債	
長期借入金	207,091
固定負債合計	207,091
負債合計	3,742,732
純資産の部	
株主資本	
資本金	105,000
資本剰余金	35,000
利益剰余金	3,600,594
自己株式	△1,818,860
株主資本合計	1,921,734
新株予約権	96,642
純資産合計	2,018,376
負債純資産合計	5,761,108

② 【損益計算書】

(単位：千円)				
	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
売上高	※1	11,773,440	※1	12,622,305
売上原価	※2	2,061,280	※2	2,463,329
売上総利益		9,712,159		10,158,975
販売費及び一般管理費	※3,4	8,713,698	※3,4	9,458,062
営業利益		998,461		700,913
営業外収益				
受取利息		14		921
補助金収入		250		—
還付加算金		431		—
リサイクル収入		26		281
損害賠償金収入		—		179
その他		114		250
営業外収益合計		836		1,632
営業外費用				
支払利息		6,394		14,329
上場関連費用		15,650		12,450
その他		124		—
営業外費用合計		22,169		26,779
経常利益		977,128		675,766
特別利益				
新株予約権戻入益		—		1,800
特別利益合計		—		1,800
特別損失				
固定資産除却損		0		—
特別損失合計		0		—
税引前当期純利益		977,128		677,566
法人税、住民税及び事業税		275,892		226,156
法人税等調整額		△17,454		△8,318
法人税等合計		258,438		217,837
当期純利益		718,690		459,729

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品原価					
期首商品棚卸高		948,365		1,457,667	
当期商品仕入高		2,714,883		3,183,734	
合計		3,663,249		4,641,402	
他勘定振替高	※1	153,031		205,517	
期末商品棚卸高		1,457,667		1,981,736	
商品売上原価		2,052,550	99.6	2,454,149	99.6
II 経費	※2	8,730	0.4	9,180	0.4
売上原価		2,061,280	100.0	2,463,329	100.0

(注) ※1 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
販売促進費	153,031	205,517
計	153,031	205,517

※2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	8,730	9,180
計	8,730	9,180

(原価計算の方法)

当社は、製造を行っていないため原価計算制度は採用しておりません。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	7,320,600
売上原価	1,469,706
売上総利益	5,850,894
販売費及び一般管理費	※ 5,889,414
営業損失 (△)	△38,520
営業外収益	
受取利息	2,155
損害賠償金収入	1,606
その他	480
営業外収益合計	4,242
営業外費用	
支払利息	9,349
上場関連費用	5,467
その他	362
営業外費用合計	15,178
経常損失 (△)	△49,456
税引前中間純損失 (△)	△49,456
法人税等	△2,339
中間純損失 (△)	△47,116

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	105,000	35,000	35,000	2,469,291	2,469,291
当期変動額					
当期純利益				718,690	718,690
当期変動額合計	—	—	—	718,690	718,690
当期末残高	105,000	35,000	35,000	3,187,982	3,187,982

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1,818,860	790,431	5,480	795,911
当期変動額				
当期純利益		718,690		718,690
当期変動額合計	—	718,690	—	718,690
当期末残高	△1,818,860	1,509,122	5,480	1,514,602

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	105,000	35,000	35,000	3,187,982	3,187,982
当期変動額					
当期純利益				459,729	459,729
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	459,729	459,729
当期末残高	105,000	35,000	35,000	3,647,711	3,647,711

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1,818,860	1,509,122	5,480	1,514,602
当期変動額				
当期純利益		459,729		459,729
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	51,321	51,321
当期変動額合計	—	459,729	51,321	511,050
当期末残高	△1,818,860	1,968,851	56,801	2,025,652

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	977,128	677,566
減価償却費	31,476	35,349
差入保証金償却額	21,212	21,212
固定資産除却損	0	—
新株予約権戻入益	—	△1,800
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△670	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△93,610	—
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	—	5,786
受取利息	△14	△921
支払利息	6,394	14,329
株式報酬費用	—	53,121
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,024	△32,377
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△551,082	△490,190
未払又は未収消費税等の増減額	87,432	△23,992
前渡金の増減額 (△は増加)	△325,648	421,733
前払費用の増減額 (△は増加)	△39,865	32,109
仕入債務の増減額 (△は減少)	△227,144	101,640
未払金の増減額 (△は減少)	△482,747	313,094
未払費用の増減額 (△は減少)	△9,619	7,131
未払法人税等の増減額 (△は減少)	3,822	△4,134
契約負債の増減額 (△は減少)	△10,604	62,471
その他	11,939	△24,302
小計	△608,624	1,167,826
利息の受取額	14	921
利息の支払額	△6,906	△15,362
法人税等の支払額	△167,897	△310,162
営業活動によるキャッシュ・フロー	△783,414	843,223
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,095	△31,825
無形固定資産の取得による支出	△46,853	△56,371
その他	—	△4,655
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,948	△92,851
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	700,000	—
長期借入れによる収入	—	200,000
長期借入金の返済による支出	△140,004	△184,484
財務活動によるキャッシュ・フロー	559,996	15,516
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△296,366	765,887
現金及び現金同等物の期首残高	1,535,675	1,239,308
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,239,308	※ 2,005,195

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△49,456
減価償却費	17,464
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	429
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	4,327
受取利息	△2,155
損害賠償金収入	△1,606
支払利息	9,349
株式報酬費用	39,840
売上債権の増減額 (△は増加)	△398,291
棚卸資産の増減額 (△は増加)	479,722
未払又は未収消費税等の増減額	16,412
前渡金の増減額 (△は増加)	△290,914
前払費用の増減額 (△は増加)	6,146
仕入債務の増減額 (△は減少)	△43,511
未払金の増減額 (△は減少)	492,528
未払費用の増減額 (△は減少)	8,909
未払法人税等の増減額 (△は減少)	887
契約負債の増減額 (△は減少)	△26,298
その他	574
小計	264,359
利息の受取額	2,155
利息の支払額	△9,448
損害賠償金の受取額	1,606
法人税等の支払額	△88,409
営業活動によるキャッシュ・フロー	170,263
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△14,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,593
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	450,000
長期借入金の返済による支出	△103,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	346,638
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	502,307
現金及び現金同等物の期首残高	2,005,195
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,507,503

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 健康・美容関連商品を顧客に納品する義務を負っております。当該履行義務は納品完了時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(2) 当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントは履行義務として識別し、利用実績率を考慮して算定した販売価格を算定して取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金額要素の調整は行っておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に使用実績割合を乗じた金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 健康・美容関連商品を顧客に納品する義務を負っております。当該履行義務は納品完了時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(2) 当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントは履行義務として識別し、利用実績率を考慮して算定した販売価格を算定して取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金額要素の調整は行っておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

商品及び製品	1,457,667
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、収益性の低下の事実を適切に反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限を基に販売見込みの低い棚卸資産の金額を評価損として算出しております。

② 主要な仮定

棚卸資産の評価における主要な仮定は、商品の販売見込期間及び販売見込額であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

棚卸資産の将来の販売見込期間及び販売見込額の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、商品の販売見込期間及び販売見込額の見積りが想定を下回った場合、翌事業年度以降の貸借対照表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

商品及び製品	1,981,736
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、収益性の低下の事実を適切に反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限を基に販売見込みの低い棚卸資産の金額を評価損として算出しております。

② 主要な仮定

棚卸資産の評価における主要な仮定は、商品の販売見込期間及び販売見込額であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

棚卸資産の将来の販売見込期間及び販売見込額の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、商品の販売見込期間及び販売見込額の見積りが想定を下回った場合、翌事業年度以降の貸借対照表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過期的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

- ※1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約にかかる借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
当座貸越極度額の総額	1,500,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	1,500,000 "	1,500,000 "
差引額	一千円	500,000千円

(損益計算書関係)

- ※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- ※2 期末商品棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
	263千円	198千円

- ※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72%、当事業年度73%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28%、当事業年度27%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
広告宣伝費	4,309,870千円	4,478,758千円
販売促進費	1,478,785 "	1,906,648 "
支払手数料	1,361,188 "	1,391,597 "
貸倒引当金繰入	△670 "	— "
ポイント引当金繰入	— "	5,786 "
減価償却費	22,746 "	26,169 "

- ※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
研究開発費	37,273千円	5,977千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,800	—	—	2,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	914	—	—	914

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5,480
合計		—	—	—	—	5,480

(注) 第1回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,800	25,200	—	28,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加25,200株は、2024年6月1日付の株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	914	8,226	—	9,140

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,226株は、2024年6月1日付の株式分割によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,680
第2回ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	53,121
合計		—	—	—	—	56,801

(注) 1. 第1回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

2. 第2回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	1,239,308千円	2,005,195千円
現金及び現金同等物	1,239,308千円	2,005,195千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により必要資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、外貨建の営業取引等に対するリスク回避等の明確な目的がない限り行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、安定的運転資金の確保を目的とした資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、得意先ごとの財務状況を個別把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社の借入金に係る支払金利は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社コーポレート本部において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ペースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	501,661	501,661	—

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金は、変動金利が適用されており、金利は一定期間ごとに更改される条件となっております。時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,239,308	—	—	—
売掛金	453,258	—	—	—
合計	1,692,566	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,500,000	—	—	—	—	—
長期借入金	140,004	140,004	140,004	81,649	—	—
合計	1,640,004	140,004	140,004	81,649	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	501,661	—	501,661
負債計	—	501,661	—	501,661

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により必要資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、外貨建の営業取引等に対するリスク回避等の明確な目的がない限り行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、安定的運転資金の確保を目的とした資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、得意先ごとの財務状況を個別把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社の借入金に係る支払金利は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社コーポレート本部において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	517,177	517,177	—

(*)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*)2)長期借入金は、変動金利が適用されており、金利は一定期間ごとに更改される条件となっております。時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 005, 195	—	—	—
売掛金	485, 636	—	—	—
合計	2, 490, 831	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1, 500, 000	—	—	—	—	—
長期借入金	206, 724	206, 724	103, 729	—	—	—
合計	1, 706, 724	206, 724	103, 729	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	517, 177	—	517, 177
負債計	—	517, 177	—	517, 177

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2022年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 274,000株
付与日	2022年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年9月30日～2032年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2024年6月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2025年11月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	2022年9月28日
権利確定前(株)	
前事業年度末	274,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	274,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2024年6月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2025年11月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	2022年9月28日
権利行使価格(円)	995
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 2024年6月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2025年11月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の価格に調整して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用	53,121千円
-------------------	----------

2. 失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	1,800千円
----------	---------

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年9月28日	2024年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)	普通株式 274,000株	普通株式 134,000株
付与日	2022年9月30日	2024年7月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年9月30日～2032年9月30日	2027年7月26日～2034年7月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2024年6月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2025年11月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年2月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	2022年9月28日	2024年7月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	274,000	—
付与	—	134,000
失効	90,000	—
権利確定	—	—
未確定残	184,000	134,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—

失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2024年6月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2025年11月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	2022年9月28日	2024年7月25日
権利行使価格(円)	995	13
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2024年6月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2025年11月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の価格に調整して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算定された価格を参考として決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	239,045千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
未払賞与	32,903千円	33,534千円
未払社会保険料	4,190 "	4,586 "
未払費用	4,381 "	9,360 "
未払事業税	11,153 "	5,199 "
資産除去債務	12,990 "	19,485 "
ポイント引当金	—	1,771 "
繰延税金資産合計	65,619千円	73,938千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率 (調 整)	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法人税額の特別控除額	△4.4%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	
住民税均等割	0.1%	
その他	△0.1%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4%	

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第十三号）」が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の30.62%から31.52%に変更される見込みです。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を販売チャネル別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年2月29日)
当社サイト経由	11,232,123
ECモール	516,511
卸・その他	24,805
合計	11,773,440

(注) 当社の事業は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年2月29日)
契約負債 (期首残高)	98,893
契約負債 (期末残高)	88,288

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は98,868千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務に配分した取引価格は、「収益認識に関する会計基準」第80-22項 (1) 及び (2) の実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を販売チャネル別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年2月28日)
当社サイト経由	11,527,866
ECモール	696,017
卸・その他	398,420
合計	12,622,305

(注) 当社の事業は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年2月28日)
契約負債 (期首残高)	88,288
契約負債 (期末残高)	150,759

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は88,234千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務に配分した取引価格は、「収益認識に関する会計基準」第80-22項 (1) 及び (2) の実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める得意先が存在しないため、記載しておりません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める得意先が存在しないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ベクトル（東京証券取引所プライム市場に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ベクトル（東京証券取引所プライム市場に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	400.09円	521.96円
1株当たり当期純利益	190.53円	121.88円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2024年6月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は2025年11月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	718,690	459,729
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	718,690	459,729
普通株式の期中平均株式数(株)	3,772,000	3,772,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の数137個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権(第1回新株予約権の数92個、第2回新株予約権の数670個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2024年2月29日)	当事業年度末 (2025年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	1,514,602	2,025,652
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,480	56,801
(うち新株予約権)(千円)	(5,480)	(56,801)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,509,122	1,968,851
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,772,000	3,772,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(株式分割)

当社は、2024年5月16日開催の取締役会決議において、2024年6月1日付で株式分割を行う旨の決議をしております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合及び時期

2024年6月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,800株
今回の分割により増加する株式数	25,200株
株式分割後の発行済株式総数	28,000株
株式分割後の発行可能株式総数	100,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年6月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、「注記事項（1株当たり情報）」に反映されております。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2024年5月27日開催の臨時株主総会及び2024年7月25日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。

なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、仕入及び運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年8月31日)
当座貸越限度額	2,000,000千円
借入実行残高	1,850,000 〃
差引額	150,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
広告宣伝費	3,242,696千円
販売促進費	1,032,526 〃
貸倒引当金繰入額	388 〃
ポイント引当金繰入額	4,327 〃
研究開発費	3,290 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	2,507,503千円
現金及び現金同等物	2,507,503千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ウェルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

顧客との契約から生じる収益を販売チャネル別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	ウエルネスケア関連事業
自社EC	6,403,507
ECモール	433,769
卸・その他	483,323
合計	7,320,600

(注) 当社は、ウエルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△12円49銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△47,116
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△47,116
普通株式の期中平均株式数(株)	3,772,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. 2025年10月14日開催の取締役会決議により2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年10月14日開催の取締役会決議において、2025年11月1日付で株式分割を行う旨の決議をしております。また、2025年10月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年11月1日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合及び時期

2025年11月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	28,000株
今回の分割により増加する株式数	5,572,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年11月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、「注記事項（1株当たり情報）」に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

⑤ 【附属明細表】（2025年2月28日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	99,829	1,956	—	101,785	18,453	6,763	83,332
工具、器具及び備品	88,554	27,733	—	116,287	75,854	18,088	40,433
建設仮勘定	23,498	13,382	23,498	13,382	—	—	13,382
有形固定資産計	211,882	43,072	23,498	231,456	94,307	24,852	137,148
無形固定資産							
ソフトウェア	14,796	101,027	—	115,824	22,256	10,497	93,567
ソフトウェア仮勘定	53,646	57,484	111,130	—	—	—	—
無形固定資産計	68,443	158,511	111,130	115,824	22,256	10,497	93,567
長期前払費用	3,665	—	1,701	1,964	—	—	1,964

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建設仮勘定	シャワーヘッド金型	13,382千円
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	101,027千円
ソフトウェア仮勘定	サーバーリプレイス開発費用、オンライン診療プラットフォーム開発費用	57,484千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	111,130千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,500,000	1,500,000	0.86	—
1年以内に返済予定の長期借入金	140,004	206,724	1.03	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	361,657	310,453	1.02	2026年3月1日～ 2027年9月29日
合計	2,001,661	2,017,177	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	206,724	103,729	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	—	5,786	—	—	5,786

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用により計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年2月28日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	2, 005, 195
合計	2, 005, 195

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
SBペイメントサービス株式会社	152, 356
株式会社ネットプロテクションズ	150, 057
大木ヘルスケアホールディングス株式会社	71, 358
佐川急便株式会社	46, 829
株式会社AUGUST9 JAPAN	28, 692
その他	36, 341
合計	485, 636

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
453, 258	13, 697, 413	13, 665, 035	485, 636	96. 6	12. 5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
インナーケア	932, 380
アウターケア	1, 049, 355
合計	1, 981, 736

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
インナーケア	9,551
アウターケア	4,191
販促物・その他	39,887
合計	53,630

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社東洋新薬	82,650
ワークス・インターナショナル株式会社	34,273
カインズ商配株式会社	17,226
株式会社ヴィンテージ・ジャパン	2,794
株式会社リバティープロ	2,130
その他	2,087
合計	141,162

⑥ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ファンコミュニケーションズ	45,819
株式会社UPSIDER	43,178
カインズ商配株式会社	41,360
日本トータルテレマーケティング株式会社	28,751
株式会社東洋新薬	28,209
その他	389,897
合計	577,217

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2026年1月13日開催の取締役会において承認された第12期第3四半期会計期間(自 2025年9月1日 至 2025年11月30日)及び第12期第3四半期累計期間(自 2025年3月1日 至 2025年11月30日)に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第12期第3四半期会計期間(自 2025年9月1日 至 2025年11月30日)及び第12期第3四半期累計期間(自 2025年3月1日 至 2025年11月30日)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による期中レビューを受けております。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

		当第3四半期会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,324,831
売掛金		1,005,566
商品及び製品		1,618,725
貯蔵品		40,346
前渡金		288,368
前払費用		245,922
その他		20,880
貸倒引当金		△59,373
流動資産合計		5,485,268
固定資産		
有形固定資産		142,062
無形固定資産		78,084
投資その他の資産		108,638
固定資産合計		328,784
資産合計		5,814,053

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2025年11月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	271,521
短期借入金	1,424,998
1年内返済予定の長期借入金	206,724
未払金	600,532
未払費用	34,524
未払法人税等	188,118
契約負債	112,663
預り金	5,106
賞与引当金	65,085
ポイント引当金	10,260
その他	70,290

流動負債合計	2,989,824
--------	-----------

固定負債

長期借入金	155,410
固定負債合計	155,410

負債合計	3,145,234
------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	105,000
資本剰余金	35,000
利益剰余金	4,231,116
自己株式	△1,818,860

株主資本合計	2,552,256
--------	-----------

新株予約権	116,562
-------	---------

純資産合計	2,668,818
-------	-----------

負債純資産合計	5,814,053
---------	-----------

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年 3月 1日 至 2025年11月30日)
売上高	11,594,806
売上原価	2,274,549
売上総利益	9,320,257
販売費及び一般管理費	8,416,523
営業利益	903,734
営業外収益	
受取利息	2,157
損害賠償金収入	1,636
その他	495
営業外収益合計	4,290
営業外費用	
支払利息	14,734
上場関連費用	12,486
その他	358
営業外費用合計	27,579
経常利益	880,445
税引前四半期純利益	880,445
法人税等	297,040
四半期純利益	583,405

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年11月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を使用する方法によっております。

(セグメント情報等の注記)

当社は、ウエルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年 3月 1日 至 2025年11月30日)
減価償却費	26,197千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を販売チャネル別に分解した情報は以下のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	ウエルネスケア関連事業
自社EC	10,025,304
ECモール	683,115
卸・その他	886,387
合計	11,594,806

(注) 当社は、ウエルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年 3月 1日 至 2025年11月30日)
1株当たり四半期純利益	154円67銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	583,405
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	583,405
普通株式の期中平均株式数(株)	3,772,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年10月14日開催の取締役会決議により2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当第3四半期累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：https://corporate.vitabrid.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2024年7月26日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	134,000株
発行価格	13円
資本組入額	7円
発行価額の総額	1,742,000円
資本組入額の総額	871,000円
発行方法	2024年5月27日開催の臨時株主総会及び2024年7月25日開催の臨時取締役会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年2月28日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、類似業種比準方式、純資産価額方式及び配当還元方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき13円
行使期間	2027年7月26日から 2034年7月25日まで
行使の条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

5. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割後の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大塚 博史	—	会社役員	90,000	1,170,000 (13)	当社の代表取締役社長 CEO
関 智洋	—	会社役員	7,200	93,600 (13)	当社の取締役
新馬場 隼	—	会社役員	7,200	93,600 (13)	当社の取締役
当社従業員9名	—	会社員	29,600	384,800 (13)	当社の従業員

(注)2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数、価格(単価)は株式分割後の割当株数、価格(単価)を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
株式会社ベクトル (注) 1	東京都港区赤坂四丁目15番1号	3,600,000	88.02
大塚 博史 (注) 2	—	274,000 (274,000)	6.70 (6.70)
HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD. (注) 1 (常任代理人 行政書士法人中央 ライズアクロス)	106 Apogongdan-gil, Apo-eup, Gimcheon-si, Gyeongsangbuk-do, Republic of Korea (東京都港区新橋六丁目9番8号4階)	172,000	4.21
関 智洋 (注) 3	—	7,200 (7,200)	0.18 (0.18)
新馬場 隼 (注) 3	—	7,200 (7,200)	0.18 (0.18)
— (注) 4	—	6,000 (6,000)	0.15 (0.15)
— (注) 4	—	5,000 (5,000)	0.12 (0.12)
— (注) 4	—	5,000 (5,000)	0.12 (0.12)
— (注) 4	—	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
— (注) 4	—	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
— (注) 4	—	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
— (注) 4	—	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
— (注) 4	—	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
— (注) 4	—	600 (600)	0.01 (0.01)
計	—	4,090,000 (318,000)	100.00 (7.78)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長CEO)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 当社の従業員

5. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ビタブリッドジャパン
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲 野 辺	研
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石 川 裕 樹	
----------------	-------	---------	--

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 隆 二	
----------------	-------	-------	--

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビタブリッドジャパンの2023年3月1日から2024年2月29日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビタブリッドジャパンの2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ビタブリッドジャパン
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲 野 辺	研
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石 川 裕 樹	
----------------	-------	---------	--

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 隆 二	
----------------	-------	-------	--

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビタブリッドジャパンの2024年3月1日から2025年2月28日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビタブリッドジャパンの2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月20日

株式会社ビタブリッドジャパン
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲 野 辺	研
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石 川 裕 樹	
----------------	-------	---------	--

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 隆 二	
----------------	-------	-------	--

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビタブリッドジャパンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度の中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビタブリッドジャパンの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月20日

株式会社ビタブリッドジャパン
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲 野 辺	研
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石 川 裕 樹	
----------------	-------	---------	--

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 隆 二	
----------------	-------	-------	--

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビタブリッドジャパンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間(2025年9月1日から2025年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(2025年3月1日から2025年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社ビタブリッドジャパンの2025年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

